

1. 関係法令等

(1) 関係法令等一覧

① 下水道法関係

法令等の名称	条番号	見出し	備考	
下水道法	1	この法律の目的	○	
	2	用語の定義	○	
	3	管理	○	
	4	事業計画の認可	○	
	9	供用開始の公示等	○	
	10	排水設備の設置等	○	
	11	排水に関する受忍義務等	○	
	11の2	使用の開始等の届出	○	
	11の3	水洗便所への改造義務等	○	
	12	除害施設の設置等	○	
	12の2	特定事業場からの下水の排除の制限	○	
	12の3	特定施設の設置等の届出		
	12の4	特定施設の構造等の変更の届出		
	12の5	計画変更命令		
	12の6	実施の制限		
	12の7	氏名の変更等の届出		
	12の8	承継		
	12の11	除害施設の設置等	○	
	12の12	水質の測定義務等		
	13	排水設備等の検査	○	
	16	公共下水道管理者以外の者の行う工事等		
	18	損傷負担金	○	
	18の2	汚濁原因者負担金		
	19	工事負担金	○	
	20	使用料	○	
	24	行為の制限等	○	
	25	条例で規定する事項	○	
	26	管理	○	
	27	指定	○	
	32	他人の土地の立入又は一時使用		
	33	許可又は承認の条件		
	37の2	改善命令等	○	
	38	公共下水道管理者、流域下水道管理者又は 都市下水路管理者の監督処分等	○	
	39の2	報告の徴収		
	45. 46. 46の2 47. 47の2. 48 49. 50. 51	罰則	○	
	下水道法施行令	7	排水設備の設置を要しない場合	○
		8	排水設備の設置及び構造の技術上の基準	○
		8の2	使用開始等の届出を要する下水の量又は水質	○
9		除害施設の設置等に関する条例の基準		
9の2		下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設		
9の3		適用除外		
9の4		特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準		
9の5		特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を 定める条例の基準		
9の6		適用除外		
9の7		法第12条の2第6項の政令で定める施設		
9の10		除害施設の設置等に係る下水の水質の基準		
9の11	除害施設の設置等に係る条例の基準			

法令等の名称	条番号	見出し	備考
広島市下水道条例	10	承認を要しない軽微な施設の維持	
	11	工事負担金に係る下水の量の算出方法	
	16	公共下水道管理者の許可を要しない軽微な行為	○
	17	公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準	○
	1	この条例の趣旨	
	2	用語の定義	
	5	排水設備の設置	○
	6	排水設備の接続等	○
	7	排水設備の計画の確認	○
	8	排水設備の工事の施行	○
	9	排水設備の工事の検査	○
	10	特別の理由による取付管の設置	
	12	使用開始等の届出	
	14	特定事業場からの下水の排除の制限	
	15	除害施設の設置等	
	17	除害施設等の計画の確認及び設置等の検査	
	18	改善命令等	
	19	行為の許可	
	44	使用料	
48	使用料の徴収		
50	資料の提出		
51	手数料		
52	占用の許可		
54	占用料		
57	現状回復		
58	使用料等の減免		
64. 65. 66	罰則		
広島市下水道条例施行規則	1	この規則の趣旨	
	3	排水設備の接続の申請	
	4	排水設備の接続の箇所等	
	5	排水設備の設置及び構造に関する基準	○
	6	排水設備の計画の確認申請等	○
	7	検査員	○
	8	検査員の証票	
	9	使用開始等の届出	
	10	適用除外	
	11	除害施設等の計画の確認申請	
	27	占用の許可の申請	
	28	占用の許可基準	
	33	使用料等の減免	
広島市排水設備指定工事店規則			○
広島市水洗便所設備資金貸付条例			
広島市水洗便所設備資金貸付条例施行規則			
広島市私道内排水設備布設工事費補助金交付規則			
広島市生活扶助世帯水洗便所設備工事費補助金交付規則			
取付管の設置に要する費用の徴収等に関する事務取扱要綱			
広島市排水設備改修資金貸付要綱			
私道内排水設備布設工事費補助金交付事務取扱要綱			

法令等の名称	条番号	見出し	備考
排水設備の設置及び構造に関する取扱基準 広島市公共下水道等に係る区域外流入許可に関する事務取扱基準 広島市雨水流出抑制に関する指導要領			

※ 備考の○印は(2)関係法令等抜粋に掲載したもの。

② 建築基準法関係

法令等の名称	条番号	見出し	備考
建築基準法	8	維持保全	
	10	保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置	
	19	敷地の衛生及び安全	○
	31	便所	○
	36	この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的な基準	
	40	地方公共団体の条例による制限の附加	○
建築基準法施行令	28	便所の採光及び換気	
	30	特殊建築物及び特定区域の便所の構造	
	112	防火区画	
	129の2の5	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	○
建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件	1		○
	2		○
	3	適用の特例	○

※ 備考の○印は(2)関係法令等抜粋に掲載したもの。

③ その他

法令等の名称	条番号	見出し	備考
民法	220	排水のための低地通水（余水排泄権）	
	221	通水用工作物の使用権	
水道法	3	用語の定義	○
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	1	目的	○
	2	定義	○
	3	保健所の業務	○
	4	建築物環境衛生管理基準	○
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令	1	特定建築物	○
	2	建築物環境衛生管理基準	○
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	4	給水に関する衛生上必要な措置等	○
	4の3	排水に関する設備の清掃等	○
消防法施行規則	17		○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1		
	2	目的	○
	2の3	定義	○
	3	国民の責務	○
	6	事業者の責務	○
	6の2	一般廃棄物処理計画	○
	7	市町村の処理等	○

法令等の名称	条番号	見出し	備考
		一般廃棄物処理業	○
	11	事業者及び地方公共団体の処理	○
	11	産業廃棄物処理計画	○
	12	事業者の処理	○
	16	投棄禁止	○
広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則	21	浄化槽管理者の報告	○
広島市一般廃棄物処理実施計画の告示			○
道路法	32	道路の占用の許可	○
	36	水道、電気、ガス、事業等のための道路の占用の特例	○
道路交通法	1	目的	○
	77	道路の使用の許可	○
	78	許可の手続	○
悪臭防止法	2	定義	○
	4	規制基準	○
	14	国民の責務	○
	16	水路等における悪臭の防止	○
	17	国及び地方公共団体の責務	○
環境基本法	1	目的	○
	2	定義	○
	3	環境の恵沢の享受と継承等	○
	4	環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等	○
	5	国際的協調による地球環境保全の積極的推進	○
	6	国の責務	○
	7	地方公共団体の責務	○
	8	事業者の責務	○
	9	国民の責務	○
[参 考]			
水質汚濁防止法			○
労働安全衛生法			○
建設工事公衆災害防止対策要綱			○
建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱			○
日本下水道協会広島県支部 下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習実施要綱			○
日本下水道協会広島県支部 下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習実施要領			○
道路位置指定要領			○
排水施設に係る管材質の選定について			○

※ 備考の○印は(2)関係法令等抜粋に掲載したもの。

(2) 関係法令等抜粋

下水道法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- (2) 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- (3) 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- (4) 流域下水道 もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。
- (5) 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第27条の規定により指定したものをいう。
- (6) 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- (7) 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第9条第1項の規定により公示された区域をいう。
- (8) 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。

(管 理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第6条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をきかなければならない。

(供用開始の公示等)

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは、「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令、環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- (2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者
- (3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者(前項第3号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。

3 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受忍義務等)

第11条 前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第2項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

第11条の2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設(以下単に「特定施設」という。)の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(水洗便所への改造義務等)

- 第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。
- 2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(除害施設の設置等)

- 第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設(以下「除害施設」という。)を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。
- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

- 第12条の2 特定施設(政令で定めるものを除く。第12条の11、第18条の2及び第39条の2を除き、以下同じ。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第12条の5、第12条の10第1項及び第37条の2において同じ。)を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。
- 2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」という。)の水質を第8条(第25条の10において準用する場合を含む。第4項(第12条の10第2項において準用する場合を含む。))及び第13条第1項において同じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

- 3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。
- 4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。
- 5 第3項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。
- 6 第1項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となった日から6月間(当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りではない。

(除害施設の設置等)

- 第12条の11 公共下水道管理者は、継続して次の各号に掲げる下水(第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。
- (1) その水質が第12条の2第2項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水
 - (2) その水質(第12条の2第2項の政令で定める物質に係るものを除く。)が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水
- 2 第12条の2第4項の規定は、前項の条例について準用する。

(排水設備等の検査)

- 第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(損傷負担金)

- 第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(工事負担金)

- 第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

(行為の制限等)

第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

- (1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)
 - (2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
 - (3) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)
- 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(条例で規定する事項)

第25条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

(管 理)

第26条 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(指 定)

第27条 前条の規定により都市下水路を管理する者(以下「都市下水路管理者」という。)は、下水道を都市下水路として指定するときは、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示

した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときも、同様とする。

- 2 都市下水路管理者は、前項の指定をしようとする場合において、当該指定に係る区域の全部又は一部がかんがい排水施設の用を兼ねているときは、あらかじめ当該指定に関係のある土地改良区（土地改良区の存しない地域にあつては、農業協同組合その他の水利関係団体）の意見をきかなければならない。

(改善命令等)

第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2第1項（第25条の10において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第12条の2第3項（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りではない。

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) この法律（第11条の3第1項の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
 - (2) この法律の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。
- 4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 5 第32条第9項及び第10項の規定は、前項の補償について準用する。
- 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となつた損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

第45条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は

都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第46条 第12条の5（第25条の10において準用する場合を含む。）若しくは第37条の2の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第38条第1項若しくは第2項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条の2 第12条の2第1項又は第5項（第25条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 過去により前項の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第47条 第32条第7項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第47条の2 第12条の3第1項又は第12条の4（第25条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第48条 第11条の3第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第49条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の2又は第12条の3第2項若しくは第3項（第25条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の6第1項（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (3) 第12条の11（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- (4) 第13条第1項（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 第39条の2の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第46条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第51条 第12条の7又は第12条の8第3項（第25条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

下水道法施行令

（排水設備の設置を要しない場合）

第7条 法第10条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第4条第2号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う危害又は鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (4) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- (5) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- (7) 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りではない。
- (8) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- (9) ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた)を設けること。
- (10) ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが15センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- (11) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第8条の2 法第11条の2第1項(法第25条の10において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する1日における当該汚水の量50立方メートル以上とし、法第11条の2第1項(法第25条の10において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める水質は、次条第1項第4号に該当する水質又は第9条の8若しくは第9条の9第1項第3号若しくは第6号若しくは第2項第1号、第2号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第3号から第5号までに定める基準(法第12条の10第1項第2号(法第25条の10において準用する場合を含む。)の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第9条の9第2項第2号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第11条の2第1項(法第25条の10において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第9条の9第2項第6号又は第7号に掲げる項目に関して同項第6号(ただし書を除く。)又は第7号(ただし書を除く。)に定める基準(法第12条の10第1項第2号(法第25条の10において準用する場合を含む。)の規定により当該公共下水道又は当

該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

(公共下水道管理者の許可を要しない軽微な行為)

第16条 法第24条第1項に規定する政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものを設ける行為で、次条第1号ニ本文及びホ、第2号イ及びホ並びに第3号イ及びニの規定に適合するものとする。

- (1) 内径が28ミリメートル以下の水道の給水管又はガスの導管
- (2) 100ボルト以下の電圧で電気を伝送する電線
- (3) 主として歩行者の通行の用に供する橋又は踏板で取りはずしの容易なもの

(公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準)

第17条 法第24条第2項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。
 - イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。
 - ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール(合流式の公共下水道のもっぱら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。)の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。
 - ハ 公共下水道にもっぱら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分(以下この条において「開渠部分」という。)、ます又はマンホールの壁(ますのどろための部分の壁を除く。)に設けること。
 - ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(以下この条において「流入施設」という。)以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に(当該部分を縦断するときは、その上端から2.5メートル以上の高さに)、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。
 - ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。
- (2) 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。
 - イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
 - ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
 - ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
 - ニ 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
 - ホ 流入施設、建築基準法第42条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5メートルを超えないこと。
- (3) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。
 - イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

- ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
 - ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
 - ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (4) 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。
- (5) 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。
- (6) 法第12条第1項又は法第12条の10第1項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

広島市下水道条例

(排水設備の設置)

第5条 義務者は、公共下水道の供用が開始された日から1年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

(排水設備の接続等)

第6条 下水を公共下水道に流入させるために排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行なおうとする者は、次の各号に定めるところによりこれを行なわなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。以下この条において同じ。)に固着させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては公共下水道の排水施設で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては公共下水道の排水施設で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (3) 排水設備を公共下水道の排水施設に固着させるときは、当該排水施設の機能を妨げ、又は当該排水施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。
- (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排 水 人 口	排 水 管 の 内 径
150 人未満	100 ミリメートル以上
150 人以上 300 人未満	150 ミリメートル以上
300 人以上	200 ミリメートル以上

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が 3 メートル以下のものの内径は、75 ミリメートル以上とすることができる。

排水面積	排水管の内径
200 平方メートル未満	100 ミリメートル以上
200 平方メートル以上 600 平方メートル未満	150 ミリメートル以上
600 平方メートル以上	200 ミリメートル以上

(排水設備の計画の確認)

- 第 7 条 下水を公共下水道に流入させるための排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令並びにこの条例及びこれに基づく規則の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより申請し、その確認を受けなければならない。ただし、本市が排水設備の新設等を行おうとするときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとする者は、あらかじめ、変更しようとする事項について、文章により届け出て、市長の承認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備の工事の施行)

- 第 8 条 下水を公共下水道に流入させるための排水設備の新設等の工事は、規則で定めるところにより市長が指定する業者でなければ施行してはならない。ただし、本市が施行する工事については、この限りでない。
- 2 前項の業者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。
- (1) 排水設備の工事に関し技能を有する者として規則で定める者を専属に有すること。
 - (2) その他規則で定める要件

(排水設備の工事の検査)

- 第 9 条 排水設備の新設等を行った者は、その工事の完了したときは、工事の完了した日から 5 日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令並びにこの条例及びこれに基づく規則の規定に適合するものであることについて、市長の指定する職員の検査を受けなければならない。ただし、本市が施行した工事については、この限りでない。

広島市下水道条例施行規則

(排水設備の設置及び構造に関する基準)

- 第 5 条 排水設備の設置及び構造は、法令、条例及び前条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、特別の理由があるときは、市長の承認を得て、これによらないことができる。
- (1) 屋内の排水管の内径は、次のとおりとすること。
 - ア 小便器、手洗器及び洗面器に固着する排水管の内径 50 ミリメートル以上
 - イ 流し台及び家庭用の浴槽に固着する排水管の内径 75 ミリメートル以上

- ウ 大便器に固着する排水管の内径 100 ミリメートル以上
- (2) 排水管の土かぶりは、私道内にあつては 50 センチメートル以上とし、宅地内にあつては 20 センチメートル以上とすること。
- (3) まずは、排水管渠の内径及び深度に応じた大きさにすること。
- (4) 附帯設備を設置しようとするときは、次のとおりとし、当該附帯設備の清掃及び検査に支障のないようにすること。
 - ア 汚水流出口には、固形物の流下を有効に防止するためのごみよけ装置を設けること。
 - イ 油脂類を流出する箇所には、油脂類の流下を有効に防止するための油脂しゃ断装置を設けること。
 - ウ 地下室その他水の自然流下が十分でない場所には、ポンプ施設を設けること。
 - エ 排水管渠のうち市長の指定する箇所には、防臭装置を設けること。

(排水設備の計画の確認申請等)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定により排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)の計画の確認を受けようとする者は、所定の申請書に次の各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 附近見取図
 - (2) 平面図
 - (3) 地下 1 階以上又は地上 3 階以上の建物の排水設備の新設等を行おうとするときは、縦断面図、構造図及び配管立図
- 2 条例第 7 条第 2 項本文(条例第 32 条(条例第 34 条において準用する場合を含む。))及び第 43 条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、所定の届出書により行わなければならない。

(検査員)

第 7 条 条例第 8 条及び条例第 13 条の 4 第 2 項に規定する市長の指定する職員(以下「検査員」という。)は、下水道局管理部管理課、安佐南区役所農林建設部下水道課、安佐北区役所農林建設部下水道課、安芸区役所農林建設部土木課又は佐伯区役所農林建設部下水道課に所属する職員のうち技術吏員である者とする。ただし、市長は、必要と認めるときは、その他の職員を指定することがある。

建築基準法

(敷地の衛生及び安全)

- 第 19 条 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。
- 2 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。
 - 3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。
 - 4 建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

(便 所)

第 31 条 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(汚水管が下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。

- 2 便所から排出する汚物を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿尿浄化槽(その構造が汚物処理性能(当該汚物を衛生上支障がないように処理するために尿尿浄化槽に必要とされる性能をいう。))に関して、政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

(地方公共団体の条例による制限の附加)

第40条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによっては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

建築基準法施行令

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第129条の2の5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講じること。
- (2) 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- (3) 第129条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の昇降、かご及び出入り口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- (4) 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- (5) 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造にすること。
- (6) 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000平方メートルを越える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの(屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)は、不燃材料で造ること。
- (7) 給水管、配電管その他の管が、第112条第15項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁(以下この号において「防火区画等」という。)を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間(第112条第1項から第4項まで、同条第5項(同条第6項の規定により床面積の合計200㎡以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500㎡以内ごとに区画する場合に限る。)、同条第8項(同条第6項の規定により床面積の合計200㎡以内ごとに区画する場合又は同条第7項

の規定により床面積の合計 500 m²以内ごとに区画する場合に限る。)若しくは同条第 13 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第 113 条第 1 項の防火壁にあっては 1 時間、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁にあっては 45 分間)防火区画等の加熱側の反対側に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

- (8) 3 階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。
- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 飲料水の配管設備(これと給水システムを同じくする配管設備を含む。この号から第 3 号までにおいて同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- (2) 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあっては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講じること。
- (3) 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
- ロ 当該配管設備から溶出する物質によって汚染されないものであること。
- (4) 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。
- (5) 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第 1 項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- (2) 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- (3) 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
- (4) 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 2 の 5 第 2 項第 6 号及び第 3 項第 5 号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第 1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

1 給水管

- イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。
- ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

2 給水タンク及び貯水タンク

- イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。
- (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

- (2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
- (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
- (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
 - ① 内部が常時加圧される構造の給水タンク等(以下「圧力タンク等」という。)に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
 - ② 直径 60cm 以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。
- (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
- (6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
- (7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。
- (8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が 2 m³未満の給水タンク等については、この限りでない。
- (9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。
- ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。
 - (1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。)、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が 5m 未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。
 - (2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

1 排水管

- イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
 - ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。
 - (1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管
 - (2) 減菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
 - (3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管
 - (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管
 - ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。
- 2 排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。)
- イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。
 - ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール(直径 60 cm以上の円が内接することができるものに限る。)を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあつては、この限りでない。
 - ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。
 - ニ 排水槽の底の勾配は、吸い込みピットに向かって 15 分の 1 以上 10 分の 1 以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。
 - ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

3 排水トラップ

- イ 雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。
- ロ 二重トラップとならないように設けること。
- ハ 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。

- ニ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。
- ホ 封水深は、5cm以上10cm以下(阻集器を兼ねる排水トラップについては5cm以上)とすること。
- ヘ 容易に掃除ができる構造とすること。

4 阻集器

- イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。
- ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。
- ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

5 通気管

- イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。
- ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。
- ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。

6 排水再利用配管設備(公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。)

- イ 他の配管設備(排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。)と兼用しないこと。
- ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。
- ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。
- ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。
- ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第3 適用の特例

建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第1①欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500㎡以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1(第1号ロを除く。)並びに第2第3号イ及び第4号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以下である場合を除く。)に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5㎡を超える給水タンク等については、第1第2号の規定の適用があるものとする。

水道法

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

(略)

9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 (略)

11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の装置又は変更の工事をいう。

(略)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(目 的)

第1条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

(保健所の業務)

第3条 保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行うものとする。

- (1) 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。
- (2) 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行うこと。

(建築物環境衛生管理基準)

第4条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

- 2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、こん虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。
- 3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

(特定建築物)

第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000平方メートル以上の建築物及びもっぱら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル以上のものとする。

- (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- (2) 店舗又は事務所
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）
- (4) 旅館

(建築物環境衛生管理基準)

第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の左欄に掲げる事項がおおむね当該各号の右欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給すること。

1	浮遊粉じん	の量	空気1 m ³ につき0.15ミリグラム以下
2	一酸化炭素	の含有率	100万分の10（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあっては、厚生労働省令で定める数値）以下
3	炭素ガス	の含有率	100万分の1,000以下
4	温	度	1. 17度以上28度以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと
5	相	対	湿
			度
			40%以上70%以下
6	気		流
			0.5m毎秒以下
7	ホルムアルデヒド	の量	空気1 m ³ につき0.1ミリグラム以下

ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第1号から第3号まで、第6号及び第7号の右欄に掲げる事項がおおむね当該各号の左欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給すること。

ハ イの表の各号の右欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の左欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。

ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

(2) 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 給水に関する設備（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第4条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

(3) 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。

ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

（給水に関する衛生上必要な措置等）

第4条 特定建築物維持管理権原者は、令第2条第2号イの規定により飲料水を供給する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の 0.1 (結合残留塩素の場合は、百万分の 0.4) 以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の 0.2 (結合残留塩素の場合は、百万分の 1.5) 以上とすること。
 - (2) 貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置
 - (3) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第 6 項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 水質基準に関する省令 (平成 4 年厚生省令第 69 号。以下「水質基準省令」という。) の表中 1 の項、2 の項、6 の項、10 の項、30 の項から 32 の項までの項、35 の項、37 の項及び 41 の項から 46 の項までの項の上欄に掲げる事項について、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、行うこと。
 - ロ 水質基準省令の表中 21 の項から 25 の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、行うこと。
 - (4) 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。
 - ロ 水質基準省令の表中 1 の項、2 の項、6 の項、10 の項、30 の項から 32 の項までの項、35 の項、37 の項及び 41 の項から 46 の項までの項の上欄に掲げる事項について、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、行うこと。
 - ハ 水質基準省令の表中 21 の項から 25 の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、行うこと。
 - ニ 水質基準省令の表中 12 の項から 20 の項までの項、39 の項及び 40 の項の上欄に掲げる事項について、3 年以内ごとに 1 回、定期的に、行うこと。
 - (5) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - (6) 第 4 号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の中欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - (7) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。
- 2 特定建築物維持管理権原者は、前項第 1 号の遊離残留塩素の検査及び貯水槽の掃除を、それぞれ 7 日以内、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、行わなければならない。
 - 3 特定建築物維持管理権原者は、貯水槽その他給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、令第 2 条第 2 号イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。

(排水に関する設備の掃除等)

- 第 4 条の 3 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの (次項において「特定建築物維持管理権原者」という。) は、排水に関する設備の掃除を、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、行わなければならない。
- 2 特定建築物維持管理権原者は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他当該設備の維持管理に努めなければならない。

消防法施行規則

第 17 条 防火対象物の道路の用に供される部分又は駐車のために供される部分に設置する水噴霧消火設

備の噴霧ヘッドの個数及び配置は、次の各号に定めるところによらなければならない。

1～3 (省略)

4 道路の用に供される部分に設ける排水設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- (1) 道路には、排水溝に向かって有効に排水できる勾配をつけること。
- (2) 道路の中央又は路端には、排水溝を設けること。
- (3) 排水溝は、長さ 40m 以内ごとに 1 個の集水管を設け、消火ピットに連結すること。
- (4) 消火ピットは、油分離装置付とし、火災危険の少ない場所に設けること。
- (5) 排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有すること。

5 駐車の用に供される部分に設ける排水設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- (1) 車両が駐車する場所の床面には、排水溝に向かって 2/100 以上の勾配をつけること。
- (2) 車両が駐車する場所には、車路に接する部分を除き、高さ 10 cm 以上の区画境界堤を設けること。
- (3) 消火ピットは、油分離装置付とし、火災危険の少ない場所に設けること。
- (4) 車路の中央又は両側には、排水溝を設けること。
- (5) 排水溝は、長さ 40m 以内ごとに 1 個の集水管を設け、消火ピットに連結すること。
- (6) 排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有すること。

6 (省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(目 的)

第 1 条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- (1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- (2) 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めものに限る。第 15 条の 4 の 4 第 1 項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(法令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。))を除く。)

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第 13 条の 2 第 1 項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、第 12 条の 3 第 1 項に規定する事業者、同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(国民の責務)

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前第二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

(以下省略)

(市町村の処理等)

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(以下省略)

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(以下省略)

(事業者及び地方公共団体の処理)

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

(事業者の処理)

第12条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

(以下省略)

(投棄禁止)

第 16 条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則

(浄化槽管理者の報告)

第 21 条 省令第 36 条第 1 項から第 3 項までの規定により報告しようとする者は、所定の報告書を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽管理者は、浄化槽を廃止したときは、速やかに所定の報告書によりその旨を市長に報告しなければならない。

広島市告示第 125 号

平成 16 年 4 月 1 日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年広島市条例第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 16 年度広島市一般廃棄物処理実施計画（固形状一般廃棄物処理実施計画及び生活排水処理実施計画）を次のとおり告示する。

広島市長 秋 葉 忠 利

第 1 平成 16 年度広島市固形状一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により定める平成 16 年度広島市固形状一般廃棄物処理実施計画は、以下のとおりとする。

1 処理する一般廃棄物の種類
固形状一般廃棄物

2 処理区域
広島市の全域

3 市が収集する固形状一般廃棄物の種類（分別）

(1) 家庭から排出された固形状一般廃棄物は、次のとおり広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 47 年広島市規則第 40 号。以下「広島市廃棄物処理規則」という。）第 2 条の規定に基づき、次のとおり分別して収集する。ただし、広島市廃棄物処理規則第 4 条に規定する多量の一般廃棄物を除く。

ア 可燃ごみ 厨芥類、木くず及び再生できない紙くず並びにこれらと質的に同等に取り扱い得るもの。ただし、キに掲げるものを除く。

イ 不燃ごみ 陶磁器類、灰等。ただし、キに掲げるものを除く。

ウ プラスチックごみ（収集区分としては「その他プラ」という。）プラスチック類その他これに類するもの。ただし、エ、オ及びキに掲げるものを除く。

エ プラスチック製容器包装ごみ（収集区分としては「リサイクルプラ」という。）主としてプラスチック製の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する容器包装。ただし、オ及びキに掲げるものを除く。

- オ ペットボトルごみ 飲料用、酒類用又はしょうゆ用のペットボトル
- カ 資源ごみ 紙類、布類、金属類、ガラス類等容易に再生利用が可能なもの。ただし、キに掲げるものを除く。
- キ 大型ごみ(広島市廃棄物処理規則第 14 条の 2 第 5 項の規定に基づき納付券が貼付されているものに限る。)
 - (ア) 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物
 - (イ) 電気器具((ア)に掲げるものを除く。)、家具、寝具等で最長の辺の長さ又は最大径が 30 センチメートル(棒状のもの又は容易に折り曲げることができる板状のものにあつては、最長の辺の長さが 1 メートル)以上のもの(カーテン、食器類、おもちゃ、容器類、履物類、かばん類、布類、なべ・やかん類など特定のものを除く。)
- ク 有害ごみ 蛍光管、乾電池、体温計等有害物質を含んでいるもの

(2) (1) 以外の固形状一般廃棄物(事業ごみ等は除く。)は、次のとおりとする。

- 都市美化ごみ
 - ア 町内清掃ごみ 地域住民の奉仕活動による町内清掃に伴って生じる固形状一般廃棄物で、市長が必要と認めるもの
 - イ 不法投棄ごみ 公共用地等に不法投棄された、原因者が不明かつ土地の管理者等による処理が著しく困難な固形状一般廃棄物で、市長が必要と認めるもの
 - ウ 河川清掃ごみ 市において実施する河川清掃に伴って生じる固形状一般廃棄物
 - エ 街路ごみ容器ごみ 市が設置した街路ごみ容器に排出される固形状一般廃棄物
 - オ その他 環境保全上、市長が必要と認めるもの

4 市では収集しない固形状一般廃棄物

(1) 事業ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、可能な限り再生利用等資源化・減量化を行った後、排出者自らの責任において適正に処理するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。ただし、市長は、広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年広島市条例第 19 号)第 7 条の規定により、運搬すべき場所及び方法等の必要な措置をとるよう指示することができる。

(2) 一時多量ごみ

引っ越し、庭木の刈り込み、改築、畳の入替え等により多量に出たごみは、市の指定する処分施設へ排出者自ら搬入するか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するものとする。

(3) その他

タイヤ、原動機付自転車、オートバイ、バッテリー、ガスボンベ(カセット式ボンベを除く。)未使用の消火器、農薬、石油類、塗料缶、ピアノ(電子ピアノは除く。)家庭用パソコン(自作パソコン等は除く。)等については、販売店や製造元などへ処理を依頼するものとする。

5 固形状一般廃棄物の排出抑制の方策並びに排出状況、収集・運搬計画及び処理計画

平成 16 年度における、固形状一般廃棄物の排出抑制の方策、市が収集、運搬及び処理する固形状一般廃棄物の排出状況、収集・運搬計画及び処理主体並びに中間処理計画及び最終処分計画は、原則として別紙のとおりとする。

ただし、特別管理一般廃棄物として定められたもののうち、医療関係機関等から発生する感染性廃棄物の処理は、当該排出者自らが行うか、又は市が許可した特別管理産業廃棄物処理業者へ依頼するものとする。

6 住民に対する広報・啓発活動

平成 16 年度において、市が住民に対して実施する広報・啓発活動は、別添、広島市固形状一般廃棄

物普及啓発計画のとおりとする。

道路法

(道路の占用の許可)

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 - (2) 道路の占用の期間
 - (3) 道路の占用の場所
 - (4) 工作物、物件又は施設の構造
 - (5) 工事实施の方法
 - (6) 工事の時期
 - (7) 道路の復旧方法
- 3 第 1 項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第 1 項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものである場合においては、第 2 項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占有の特例)

第 36 条 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)、工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)、鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和 45 年法律第 71 号)、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)の規定に基づき、水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)又は電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者(同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者を除く。))がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を道路に設けようとする者は、第 32 条

第1項又は第3項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の1月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りではない。

- 2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事(前項ただし書の規定による工事を含む。)のための道路の占有の許可の申請があった場合において、当該申請に係る道路の占有が第33条第1項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えなければならない。

道路交通法

(目 的)

第1条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

(道路の使用の許可)

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可、以下この節において同じ。)を受けなければならない。

- (1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- (2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- (3) 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2～4 (省略)

5 所轄警察署長は、第1項の規定による許可を受けた者が前2項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6、7 (省略)

(許可の手続)

第78条 前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

(以下省略)

悪臭防止法

(定 義)

第2条 この法律において「特定悪臭物質」とは、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で定めるものをいう。

(以下省略)

(規制基準)

第4条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

- (1) 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準、環境省令で定める範囲内において大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
 - (2) (省略)
 - (3) 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第1号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によっては生活環境を保全することが十分でないと思われる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。
- (1) (省略)
 - (2) (省略)
 - (3) 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第1号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水の臭気指数の許容限度として定めること。

(国民の責務)

第14条 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体による悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(水路等における悪臭の防止)

第16条 下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第17条 地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

環境基本法

(目的)

第1条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第16条第1項を除き、以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の恵沢の享受と継承等)

第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)

第4条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行わなければならない。

(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)

第5条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

(国の責務)

第6条 国は、前3条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その

他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第9条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

水質汚濁防止法

(目 的)

第1条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。

(2) 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第4条の2第1項に規定する指定水域の水質にとって前項第2号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第1項に規定する指定地域に設置されるものをいう。

4 (略)

5 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

6 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

- 7 この法律において「特定地下浸透水」とは、第2項第1号に規定する物質（以下「有害物質」という。）を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。
- 8 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）をいう。

（排水基準）

- 第3条 排水基準は、排水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。
- 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
- 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。
- 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。
- 5 （省略）

（特定施設の設置の届出）

- 第5条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類の
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 汚水等の処理の方法
- (7) 排水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
- (8) その他環境省令で定める事項
- 2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 有害物質使用特定施設の種類の
- (4) 有害物質使用特定施設の構造
- (5) 有害物質使用特定施設の使用の方法
- (6) 汚水等の処理の方法
- (7) 特定地下浸透水の浸透の方法
- (8) その他環境省令で定める事項

（排水の排出の制限）

第12条 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

(略)

(改善命令等)

第13条 都道府県知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

(略)

(排水水の汚染状態の測定等)

第14条 排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(略)

労働安全衛生法

(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(事業者等の責務)

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 (略)

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

(安全衛生教育)

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 (略)

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別な教育を行わなければならない。

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

建設工事公衆災害防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱は、公衆に係わる区域で施工する土木工事（以下単に「土木工事」という。）に適用する。
2 起業者及び施工者は、土木工事に当たっては、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。ただし、この要綱において起業者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより施工者が行うことを妨げない。

【以下、条文省略】

- 第5条 公衆災害防止対策経費
- 第6条 現場組織体制
- 第8条 付近居住者等への周知
- 第9条 事故発生時の措置と原因調査
- 第10条 作業場の区分
- 第13条 移動さくの設置及び撤去方法
- 第17条 道路標識等
- 第18条 保安灯
- 第19条 遠方よりの工事箇所の確認
- 第24条 歩行者対策
- 第25条 通路の排水
- 第33条 保安上の事前措置
- 第34条 立会
- 第35条 保安上の措置
- 第36条 埋設物の確認
- 第38条 露出した埋設物の保安維持等
- 第41条 土留工を必要とする掘削
- 第79条 一般部の埋戻し方法
- 第110条 防火
- 第111条 酸素欠乏症の防止

建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（抜粋）

(目的)

第1条 この要綱は、建築物における排水槽等の構造、維持管理その他必要な事項を定めることにより、排水槽等からの悪臭の発生を防止し、汚泥その他の廃棄物の処理を適正に行い、もって都民の生活環

境の保全を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚 水 水洗便所等のし尿を含む排水をいう。
- (2) 雑 排 水 厨房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水をいう。
- (3) 排 水 槽 建築物から排除される汚水又は雑排水を集め、これをポンプによってくみ上げ排除するために貯留する槽をいう。
- (4) 排水調整槽 排水槽のうち、排水の時間調整を行うために設ける槽をいう。
- (5) 排水槽等 排水槽及び当該排水槽に附帯する阻集器、排水管その他の設備をいう。
- (6) 汚 水 槽 排水槽のうち、汚水を貯留するための槽をいう。
- (7) 雑 排 水 槽 排水槽のうち、雑排水を貯留するための槽をいう。
- (8) 合 併 槽 排水槽のうち、汚水及び雑排水を併せて貯留するための槽をいう。

(構造基準)

第4条 建築物に排水槽等を設置する場合の構造は、次に定める基準によるものとする。

- (1) 汚水又は雑排水を貯留する排水槽は、原則として、各々分離した槽とすること。
- (2) 排水槽の有効容量は、次式により算出する範囲内とし、また、排水層の実高は、原則として、排水を有効容量まで貯留した際の槽内水位(以下「規定水位」という。)の1.5倍から2倍程度とすること。

ただし、当該排水槽に流入する時間当たりの最大排水量が、次式により算出した容量を下回る場合にあつては、当該排水槽の有効容量を、その最大排水量以下とする。

$$V = (B/A) \times 2.0 \sim 2.5$$

この式において、V、A及びBは、それぞれの次の値を表すものとする。

V 排水槽の有効容量 (立方メートル)

A 建築物の地階部分 (当該排水槽に排水を流入させている部分に限る。) への一日当たりの給水時間 (時間)

B 当該排水槽に流入する一日平均排水量 (立方メートル)

- (3) 排水調整槽であつて、悪臭の発生原因となる貯留水の腐敗、汚泥の沈殿たい積及びスカムの発生を防止するためのばつ気・攪拌併設置を設けたものについては、前号の基準を適用しないことができる。
- (4) 排水槽の内部は、不浸透質の耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。
- (5) 排水槽の底部には吸い込みピットを設け、吸い込みピットは、排水用ポンプの吸い込み管の外側及び底部から20センチメートル程度の間隔をもつ大きさとする。
- (6) 排水槽の底部は、吸い込みピットに向かって、すべての方向から15分の1以上10分の1以下の勾配を有するものとし、槽底部での作業の便宜を図るため、階段を設けること。また、槽内に汚水の滞留のおそれのある部分については、側壁の隅角部に有効なハンチを設けること。
- (7) 排水槽等は、臭気の漏れない構造とすること。
- (8) 排水槽には、槽内部の保守点検及び清掃を容易かつ安全に行うことができる位置に、防臭型マンホール(直径60センチメートル以上のものとする。)を槽ごとに2カ所設けることとし、槽内部の作業の便宜を図るため、腐食防止を施したフックを取り付けること。
- (9) 排水槽には、次の設置及び装置を設けること。
 - ア 建築物の外部に直接開放され、かつ、衛生上の対策が講じられた通気装置
 - イ 吸い込みピット内部に吸い込み管を配置した複数の排水ポンプ(予備ポンプを含む。)
 - ウ 排水ポンプの始動水位が規定水位以下となるような制御装置及び規定時間以内で運転するためのタイマー
- (10) 雑排水は、きょう雑物及び油脂分を有効に分離できる機能を有する阻集器を経由させるとも

- に、その阻集器は、保守点検等が容易に行える場所に設けること。
- 2 この要綱の施行の際、既に設置されている排水槽等については、前項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号イに定める基準を適用しないことができ、同項第 4 号、第 7 号、第 9 号ア及びウ並びに第 10 号に定める基準によるほか、次に定めるところによるものとする。
- (1) 悪臭の発生原因となる貯留水の腐敗等があり、又はその恐れがある排水槽については、ばっ気・攪拌併設置又は排水用補助ポンプ(スラリーポンプ)を設けること。
 - (2) 排水槽には、槽内部の保守点検及び清掃を容易かつ安全に行うことができる位置に、防臭型マンホール(可能な限り直径 60 センチメートル以上のものとする。)を設けること。

(清掃及び維持管理の基準)

第 5 条 排水槽等の清掃に関する基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 排水槽は、少なくとも 4 月ごとに 1 回定期的に清掃し、槽内の汚泥等残留物質を除去すること。ただし、排水の水質、排水量及び排水槽の容量によっては、清掃の回数を増すこと。
 - (2) 排水管及び通気管については、必要に応じ内部の異物を除去すること。
 - (3) 阻集器については、捕集物を使用日ごとに除去し、少なくとも 7 日ごとに 1 回清掃を行うこと。
 - (4) 排水槽等の清掃に当たっては、除去物質の飛散防止、悪臭の発散の防止、消毒等に配慮するとともに、槽内の換気等を行い、作業中の事故防止に努めること。
 - (5) 清掃に薬品を用いた場合は、下水道施設又は浄化槽の機能を阻害し、若しくは、損傷することのないよう留意すること。
- 2 排水槽等の維持管理に関する基準は、次に定めるとおりとする。
- (1) 排水槽等は、別表に掲げる項目に従い、少なくとも 1 月ごとに 1 回定期的に点検し、必要に応じ補修等を行うこと。ただし、阻集器については、使用日ごとに点検を行うこと。
 - (2) 排水の槽内貯留時間は、おおむね 2 時間以内とするよう設定すること。ただし、排水調整槽はこの限りではない。
 - (3) ばっ気・攪拌併設置又は排水用補助ポンプ(スラリーポンプ)については、悪臭の発生原因となる貯留水の腐敗等を防止するため、適正に運転すること。
 - (4) 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを、槽内に投入又は流入させないこと。
- 3 建築物の所有者等は、清掃、点検及び整備に関する帳簿書類を作成し、5 年間保存するものとする。

(汚泥等の処理)

第 6 条 排水槽等の清掃時に発生する汚泥、スカム等の廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)に基づき、次により行うものとする。

- (1) 汚水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の清掃時に発生する廃棄物及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含むものについては、一般廃棄物とし、廃掃法施行令第 3 条の規定によること。
 - (2) 雑排水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含まないものについては、産業廃棄物とし、廃掃法施行令第 6 条の規定によること。
- 2 前項の廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次により行うものとする。
- (1) 前項第 1 号に定める廃棄物の処理は、廃掃法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。
 - (2) 前項第 2 号に定める廃棄物の処理は、廃掃法第 14 条 1 項及び第 4 項の規定による産業廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。この場合において、同法第 12 条第 3 項の規定により、同法施行令第 6 条の 2 に定める基準に従うこと。

(臭気に関する指針値)

第 7 条 排水槽に貯留する汚水又は雑排水を排除しようとする場合は、次に定める指針値に適合するよ

う努めるものとする。

- (1) 排水時の公共汚水ます等の内部の空気に含まれる硫化水素が、10ppm 以下
- (2) 排水 1 リットルに含まれる硫化水素が、2 ミリグラム以下

(ビルピット問題連絡協議会)

第 8 条 都は、この要項に基づく事務運営を円滑に行うため、ビルピット問題連絡協議会(以下「協議会」という。)を設けるものとする。協議会の運営等に関しては、別に定めるものとする。

(雑 則)

第 9 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

別表 排水槽等の点検項目 (第 5 条関係)

	排水槽等の種類	点 検 事 項
1	排水槽	ア 浮遊物及び沈殿物の状況 イ 壁面等の損傷、き裂及びさびの発生状況 ウ マンホールの密閉状況 エ 害虫の発生状況 オ 悪臭の有無
2	満減水警報装置	ア 作動状況 イ 電極棒の汚れの状況及び取付け状況
3	フロートスイッチ又は電極式 制御装置	ア 作動状況 イ 電極棒の汚れの状況及び取付け状況
4	タイマー	作動状況
5	排水ポンプ	揚水量
6	フート弁	作動状況
7	排水管及び通気管	損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無
8	防虫網	損傷、さび、腐食及び詰まりの有無
9	阻集器	沈殿物量、浮遊物量及び詰まりの状況
10	トラップ	ア 封水深 イ 沈殿物及びスケールの有無 ウ 悪臭の有無
11	ばっ気装置、攪拌装置又は 排水用補助ポンプ	作動状況

広島市排水設備指定工事店規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号。以下「条例」という。）第8条（条例第32条（条例第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）及び第63条の規定に基づき、指定工事店及び責任技術者に関し必要な事項を定めるものとする。

（平20規則62・一部改正）

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定工事店 条例第8条第1項（条例第32条（条例第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）の規定により市長が指定した業者をいう。
- (2) 責任技術者 条例第8条第2項第1号（条例第32条（条例第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）に掲げる者をいう。

（平13規則3・平20規則62・一部改正）

(指定の要件)

第3条 条例第8条第2項第2号（条例第32条（条例第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）に掲げる要件は、次のとおりとする。

- (1) 広島県の区域内に営業所を有すること。
 - (2) 条例第6条及び第23条（条例第34条及び第43条において準用する場合を含む。）に規定する排水設備の新設、増設又は改築の工事（以下「工事」という。）の施行に必要な設備及び器材を有すること。
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ウ 不正行為等により第12条に規定する登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 前項第3号イに掲げる者で法人であるものにあつては、当該法人の代表者は、同号イに規

定する期間内において、個人又は法人の代表者として条例第8条第1項（条例第32条（条例第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）の規定による指定（以下「指定」という。）を受けることができない。

（平12規則64・平13規則3・平20規則62・一部改正）

（指定の申請）

第4条 指定を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本、個人にあっては住民票記載事項証明書
- (3) 専属する責任技術者に係る広島県下水道協会会長（以下「協会会長」という。）が交付した下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し、名簿及び雇用関係を証する書類
- (4) 営業所の平面図、写真及び付近見取図
- (5) 前条第1項第2号に掲げる設備及び器材を有することを証する書類

（平12規則64・平13規則3・平17規則11・平23規則49・平24規則25・一部改正）

（指定期間）

第5条 指定の期間は、5年以内とする。

- 2 前項の指定の期間満了後引き続き指定を受けようとする者は、更新の指定を受けなければならない。この場合において、更新の指定を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、所定の申請書に前条に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（指定工事店証）

第6条 市長は、指定をしたときは、指定工事店であることを証する証票（以下「指定工事店証」という。）を交付するものとする。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに所定の申請書を市長に提出し再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、指定期間満了時に更新の指定を受けないとき又は第9条の規定により指定を取り消され、若しくは指定の効力を停止されたときは、直ちに指定工事店証を市長に返納しなければならない。

（指定工事店の責務）

第7条 指定工事店は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い誠実に、工事を施行しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事の施行の申込みを受けたときは、正当な事由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 工事は適正な工費で施行すること。
- (3) 工事の契約締結に際しては、契約金額、完成期限その他の必要事項を契約の相手方に対し明確に示すこと。
- (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (5) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (6) 条例第7条（条例第32条（条例第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）の確認を受けた後でなければ工事に着手しないこと。
- (7) 責任技術者の管理監督の下においてでなければ工事の設計及び施行をしないこと。
- (8) 条例第9条（条例第32条（条例第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）の検査を受けるときは、当該工事を担当した責任技術者を立ち会わせること。
- (9) 前号の検査の結果、不合格となった場合は、直ちにこれを修理し、再検査を受けること。
- (10) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。

（平20規則62・一部改正）

（指定の辞退及び変更の届出）

第8条 指定工事店は、条例第8条第2項（条例第32条（条例第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）の要件を欠くに至ったとき又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに所定の指定辞退届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をしたときは、指定は、その効力を失う。

3 指定工事店は、第4条の申請書又はその添付書類の記載事項に変更（市長が定める軽微な変更を除く。）があったときは、変更の事実を証する書類等を添付して、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（平13規則3・平20規則62・一部改正）

（指定の取消し及び停止）

第9条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6か月以内の期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(1) 法令又は条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 業務に関し不誠実な行為がある等指定工事店として不相当であると市長が認めたとき。

（指定工事店組合）

第10条 指定工事店が、相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく協同組合を設立し、市長の承認を受けたときは、当該協同組合（以下「指定工事店組合」という。）を組合員である指定工事店の業務についての連

絡機関とする。

- 2 前項の市長の承認は、指定工事店総数の過半数が加入した組合員をもって構成されたものでなければこれをしてはならない。

(指定工事店組合の承認の申請)

第11条 前条第1項の市長の承認を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規約
 - (3) 登記事項証明書又は登記簿の謄本
 - (4) 事業計画書
 - (5) 収支予算書
 - (6) 指定工事店総数の過半数で構成されていることを証する書類
- 2 前項の申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(平17規則11・一部改正)

(責任技術者)

第12条 責任技術者は、協会会長が下水道排水設備工事責任技術者として登録した者とする。

(平13規則3・全改、平23規則49・一部改正)

(責任技術者の責務)

第13条 責任技術者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、工事の設計及び施行（管理監督を含む。）に当たらなければならない。

- 2 責任技術者は、担当する工事の完了検査に自ら立ち会わなければならない。
- 3 責任技術者は、工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等から求められたときは、これを提示しなければならない。

(平13規則3・旧第16条繰上・一部改正)

(通知)

第14条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を協会会長に通知するものとする。

- (1) 法令又は条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 業務に関し不誠実な行為がある等責任技術者として不相当であると市長が認めたとき。

(平13規則3・旧第17条繰上・一部改正、平23規則49・一部改正)

(公告)

第15条 市長は、次に掲げる場合には、その旨を公告するものとする。

- (1) 指定をしたとき。
- (2) 第5条第2項の規定による更新の指定をしたとき。

- (3) 指定が失効したとき。
- (4) 第8条第3項の規定による届出があったとき。
- (5) 第9条の規定により指定を取り消し、又は指定の効力を停止したとき。

(平13規則3・旧第18条繰上・一部改正)

(事務連絡会)

第16条 市長は、定期又は必要に応じて、指定工事店による工事の適正な施行等を確保するための事務連絡会を開催するものとする。

- 2 指定工事店の代表者又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(平13規則3・旧第19条繰上)

(委任規定)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、下水道局長が定める。

(平13規則3・旧第20条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の広島市排水設備工事施行業者指定規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた行為は、改正後の広島市排水設備指定工事店規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によりなされた行為とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の規則第7条第1項第1号に該当するとして指定を取り消された者は、改正後の規則第8条第2項の規定により指定の効力を失った者とみなす。
- 4 第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に改正前の規則第9条の規定により認定を受けている責任技術者は、市長が定める講習会を受講したときにあっては改正後の規則第12条の規定により登録を受けた責任技術者とみなし、当該講習会を受講しないときにあっては当該認定の期間満了までの間に限り同条の規定により登録を受けた責任技術者とみなす。
- 5 広島市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成6年広島市規則第37号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成12年3月31日規則第64号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者については、改正後の第3条第1項第3号ア及び第12条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成13年2月1日規則第3号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の広島市排水設備指定工事店規則第12条の規定により登録を受けている責任技術者については、同規則は、当該登録の期間満了までの日に限り、なおその効力を有する。

附 則 (平成17年3月4日規則第11号)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第62号 抄)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月30日規則第49号)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第12条に規定する登録を受けている責任技術者は、当該登録の期間満了までの間、改正後の第12条に規定する登録を受けた責任技術者とみなす。

附 則 (平成24年3月29日規則第25号)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

[参 考]

別表第1 (第7条関係)

指定工事店の違反行為に関する審査基準

審 査 項 目	減 点 数
1 規則第8条第3項に関するもの	
(1) 変更の届出をしないもの	10点
(2) 所在不明となり、連絡が取れない状態が判明した日から、3か月経過したもの	100点
2 無断工事(下水道局長が定める確認願を省略できる工事を除く。)に関するもの	
(1) 計画の申請のない工事を施行したもの	40点(20点)
(2) 確認のない工事を施行したもの	20点(10点)
(3) 変更の届出のない工事を施行したもの	10点
(4) 変更の確認のない工事を施行したもの	10点
3 不正工事に関するもの	
(1) 排水設備の技術的基準に適合しない工事を施行したもの	10点
(2) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたもの	20点
(3) 指定工事店としての名義を他の業者に貸与したもの	40点
4 工事の検査に関するもの	
(1) 担当の責任技術者が立会しなかったもの	10点
(2) 検査員の改修指示に従わないもの	40点
(3) 完了届の提出を怠ったもの	20点(10点)
5 その他工事又は行為を行ったもの	
(1) 責任修理に応じないもの	40点
(2) 正当な理由なく工事請負を拒否したもの	10点
(3) 不当に高い工事費を要求し、又は受け取ったもの	20点
(4) 指定停止中に業務を行ったもの	100点
(5) 虚偽の申請により指定工事店となったもの	100点
6 その他審査の対象となる不誠実な行為等をしたもの	10点

備考

- 減点数欄の()書きは、雨水のみに係る工事など、下水道使用料の賦課に影響しない場合に適用する。
- 違反行為により減点を受けた日から3年以内に、新たに違反行為がなかったときは、それ以前の減点は加算しないものとする。
- 違反行為により減点を受けた日から3年以内に同一の違反行為を行った場合の減点数は、当該違反行為の減点数に2を乗じた減点数とする。この場合において、同一の違反行為が減点された日以前の違反行為であるときの減点数は、当該違反行為の減点数とする。
- 審査項目欄2及び3において、指定工事店が自ら違反行為を申し出た場合(申し出が水道メーター不交付を理由とする場合を除く。)は、当該違反行為の減点数をそれぞれ5点減ずる。

5 上記の規定に関し、特別の事情があると認めるときは、減点数を減ずることができる。

別表第2（第7条関係）

指定工事店の違反行為に関する処分基準

累 積 減 点 数		処 分 内 容
	40点未満	嚴重注意及び始末書提出
40点以上	60点未満	1か月以内の指定停止
60点以上	80点未満	3か月以内の指定停止
80点以上	100点未満	6か月以内の指定停止
100点以上		指定取消し

備考 指定取消し、若しくは指定の効力が停止中であっても、条例第7条（第32条（第34条において準用する場合を含む。）及び第43条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて既に確認を受けた工事を施行する場合に限り、処分以前の指定の効力が継続されるものとする。

日本下水道協会広島県支部

下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格認定のための共通試験（以下「試験」という）、登録及び登録更新のための講習（以下「更新講習」という。）に関し必要な事項を定め、責任技術者の技術の平準化とその向上及び事務の省力化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道管理者 下水道法（昭和33年法律第79号）に定める下水道事業を実施する市町村及び一部事務組合（以下「市町」という。）の長（地方公営企業法を適用して下水道事業に係る公営企業管理者を設置している場合は当該公営企業管理者）をいう。
- (2) 条例等 市町ごとに定められる下水道事業の実施に関する条例、規則等をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事（新設工事、増設工事、改築工事及び撤去工事を含む。）をいう。
- (4) 責任技術者 広島県下水道協会（以下「協会」という。）の長（以下「会長」という。）が、排水設備工事の設計、施工等に関し技能を有する者として認め、登録した者をいう。
- (5) 指定工事店 下水道管理者が条例等に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして指定した者をいう。

第2章 責任技術者試験

(試験の実施)

第3条 責任技術者の資格の認定に当たっては、排水設備工事の設計、施工等に関する試験を行う。

(試験の実施機関及び実施対象)

第4条 試験は、会長が実施する。

2 試験は、責任技術者として登録を受けようとする者を対象とする。

(試験の実施回数及び実施期日)

第5条 試験は、当分の間、毎年1回実施する。

2 試験は、毎年11月の最終週の日曜日に協会内で一斉に実施する。ただし、特別な理由によりこの日に実施することが困難なときは、会長が定める日に実施する。

(試験の方式及び内容)

第6条 試験は、筆記試験とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。

2 試験に出題する問題（以下「試験問題」という。）は、公益社団法人日本下水道協会が作成する共通試験問題とする。

3 会長は、必要に応じて試験の受験を目的とした講習会（以下「受験講習」という。）を開催するものとする。

(試験の受験資格)

第7条 試験を受験できる者は、年齢が満20才以上で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者
- (2) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者
- (3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し2年以上の実務経験を有する者
- (4) 前各号に掲げる者に準ずる者として別に定める者

第7条 実施要綱第14条第1項に定める申請は、様式第5号の登録申請書に次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- (1) 実施要綱第13条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 写真
 - (4) 合格証の写し
 - (5) 登録手数料口座払込領収書又はその写し
- 2 下水道管理者は、登録申請書の提出を受けたときは、これを取りまとめのうえ、会長に送付しなければならない。
- 3 実施要綱第14条第3項に定める登録者名簿の様式は、様式第6号のとおりとする。
(責任技術者証の様式等)

第8条 実施要綱第15条第1項に定める責任技術者証の様式は、様式第7号のとおりとする。

- 2 実施要綱第15条第3項に定める届出は、記載事項異動届(様式第8号)に責任技術者証を添えて行うものとする。
- 3 実施要綱第15条第4項に定める申請は、申請理由を明記した再交付申請書(様式第9号)により行うものとする。ただし、き損した場合にあっては、当該き損した責任技術者証を添付しなければならない。
- 4 前2項に定める書類は、下水道管理者を経由して、会長に提出しなければならない。
(登録取消し等の異議申立て)

第9条 実施要綱第11条第2項の規定により試験の合格の取消しを通知された者又は実施要綱第17条第1項に定める責任技術者の登録の取消し又は一時停止を通知された者は、その措置について異議がある場合、当該通知を受領した日以後2週間以内に会長に異議の申立てを行うことができるものとする。

- 2 会長は、前項の異議の申立てを受けたときは、試験運営委員会に諮り、速やかに対応を決定して、その結果を申立人に通知しなければならない。

第3章 排水設備工事責任技術者の登録の更新及び更新講習

(更新講習の指定)

第10条 会長は、更新講習の受講及び登録更新の円滑な実施を図るため、登録更新を行う必要のある責任技術者に対し、あらかじめ更新講習に関する期日等の指定を行うものとする。

- 2 入院等止むを得ない事由により、更新講習を受講することができない責任技術者は、それらの事由を証する書類を添え、会長に届け出なければならない。この場合、会長は、別に更新講習を行うよう配慮するものとする。

(更新講習の受講申込み)

第11条 更新講習を受講しようとする責任技術者は、各下水道管理者を経由し、会長が定める期間内に、受講申込書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 責任技術者証
 - (3) 写真
 - (4) 受講手数料口座振込領収証又はその写し
- 2 下水道管理者は、受講申込書の提出を受けたときは、これを取りまとめのうえ、所定期間内に、会長に送付しなければならない。
- 3 会長は、受講申込書の提出を受けたときは、速やかに更新講習の受講申込者に受講票(様式第11号)を送付するものとする。

(更新講習の実施方法)

第12条 更新講習の実施は、更新講習運営委員会において講習実施計画等を定めて行う。

- 2 更新講習は、「下水道排水設備指針と解説」(日本下水道協会発行)をもとに、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。
- 3 更新講習の講師は、下水道管理者に所属する職員から選任するものとする。ただし、講習内容によっては、民間の講師を活用することができる。

4 更新講習は、受講者の利便等を考慮し、必要な場合、協会内を適宜分割して行うものとする。
(受験及び受講手数料等)

第13条 試験の受験手数料、受験講習及び更新講習の受講手数料、登録手数料並びに登録更新手数料は、会長が試験運営委員会及び更新講習運営委員会の決定を経て定めるものとする。

2 運営に係る経費のうち、受験者及び受講者の負担とすることが適当でないと判断されるものについては、各下水道管理者の負担とすることができる。

附 則

この要領は、平成10年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

日本下水道協会広島県支部

下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、広島県下水道協会（以下「協会」という。）下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める基本的事項の実施等において必要な事項を定める。

第2章 排水設備工事責任技術者の試験及び登録

(試験の受験資格)

第2条 実施要綱第7条第1項中の満年齢及び同条第2項第2号の経過年数は、試験実施日を基準として算定するものとする。

2 実施要綱第7条第1項第1号中の「これに相当する課程」とは、次の各号に掲げる課程とする。

- (1) 土木科、農業土木科及び農業工学科
- (2) 建築科、建築工学科及び設備工学科
- (3) 衛生工学科
- (4) その他第1号から第3号までに相当するものとして協会の会長（以下「会長」という。）が認める課程

3 実施要綱第7条第1項第2号及び第3号中の「1年以上」及び「2年以上」の実務経験年数は、試験の受験申込日を基準として算定するものとする。

4 実施要綱第7条第1項第4号に規定する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設において配管科を修了した者
- (2) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校を卒業した者で、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務経験を有する者
- (3) 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して2年以上の実務経験を有する者
- (4) その他前各号に掲げる者に準ずる者として会長が認める者

(試験の受験申込み)

第3条 試験を受験しようとする者は、下水道管理者に対し、会長が定める期間内に受験申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 実施要綱第7条に規定する受験資格を有することを証する書類（卒業証明書等）
- (2) 写真
- (3) 受験手数料口座振込領収証又はその写し

2 下水道管理者は、受験申込書の提出を受けたときは、実施要綱第7条に規定する受験資格を確認のうえ受理し、これを取りまとめの上、会長に送付しなければならない。

3 会長は、受験申込書の送付を受けたときは、速やかに試験の受験申込者に受験票（様式第2号）を送付するものとする。

(試験の実施方法)

第4条 試験の実施は、試験運営委員会において試験実施計画等を定めて行う。

2 試験は、受験者の利便等を考慮し、必要な場合、試験の会場を適宜分割して行う。

3 実施要綱第6条第3項に定める受験講習は、第11条及び第12条の規定に準じて行うものとする。

(試験の採点及び合否の判定)

第5条 実施要綱第10条の試験の合否の判定は、試験の採点基準及び合否の判定基準を定めて行うものとする。

(合格証及び合格者名簿の様式)

第6条 実施要綱第10条に定める合格証及び合格者名簿の様式は、それぞれ様式第3号及び様式第4号のとおりとする。

(登録の申請)

この要綱に基づき、最初に実施される更新講習を受講しなければならない。

- 3 前項の規定に基づき最初に実施される更新講習を受講した者は、この要綱に規定する試験の合格者とみなすものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日においても、日本下水道協会広島県支部の長は、排水設備工事責任技術者の登録に係る必要な手続を行うことができる。
- 3 この要綱の施行の日前に支部内の下水道管理者に登録されている責任技術者については、有効期間満了まで日本下水道協会広島県支部に登録しているものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に支部の試験に合格し又は責任技術者として登録されている者については、その登録資格の有効期間内にこの要綱に基づき実施する更新講習を受講した場合は、この要綱により登録された責任技術者とみなすものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に交付した責任技術者証に記載されている「日本下水道協会広島県支部」の名称は、責任技術者証の有効期限までの間、「広島県下水道協会」と読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

道路位置指定要領

(築造規準)

第3条 申請道路の築造規準は、次のとおりとする。

(5) 申請道路の排水施設等

ア 側溝は、申請道路の両側に設けなければならない。ただし、土地の状況により両側に設けることが著しく困難な場合は、片側のみとすることができる。

イ 申請道路に埋設する下水道（以下「排水施設」という。）は、下水道の事業計画に定める排除方式にしたがって、分流式の区域にあつては分流式の管きよとし、合流式の区域にあつては合流式又は分流式の管きよとしなければならない。ただし、合流式の区域であっても、分流式の排除方式が定められている場合は、分流式の管きよとしなければならない。

ウ 排水施設は次のとおりとする。

(ア) 分流式の公共下水道に下水を流入させるための排水施設は、汚水を排除すべき排水施設にあつては公共下水道の管きよで汚水を排除すべきものに、雨水の排水施設にあつては公共下水道の管きよで雨水を排除すべきものに固着させる。

(イ) 合流式の公共下水道に下水を流入させるための排水施設は、公共下水道の管きよに固着させる。

(ウ) 下水を流入する公共下水道がない場合の排水施設は、下水を有効に排除できる施設に固着させる。

エ 排水施設の技術上の基準、施工方法及び構造の詳細については、下水道所管課の定める基準による。

(参考) 下水道局が定める基準

道路位置指定要領 第3条 (5) エの基準

(ア) 排水施設は、日本下水道協会下水道用器材の認定工場の製品及びその他コンクリート造りとする。また、構造は、広島市下水道工事設計標準図によること。

(イ) 排水管内径は200ミリメートル以上、雨水管または合流管は250ミリメートル以上とし（枝管内径は150ミリメートル以上とする）、排水きよの内径は300ミリメートル以上とすること。

(ウ) 汚水管の起点部の勾配は1000分の6以上とし、その他の排水管の勾配は1000分の4以上とすること。

(エ) 排水管の土被りは、600ミリメートル以上とし、宅内の下水を排除できる深さとすること。

(オ) マンホールは、次に掲げる箇所に設けること。

- ① 起点
- ② 管きよの方向が変化する箇所
- ③ 勾配が変化する箇所
- ④ 管径の変化する箇所
- ⑤ 段差の生じる箇所
- ⑥ 管きよの会合する箇所
- ⑦ 公道と申請道路の境界から1メートル以内の申請道路内

(カ) 排水管に枝管を取付ける間隔は、原則として1メートル以上とすること。

(キ) 宅内の最終ますは次によること。

① 宅内の最終ますは、汚水・雨水ます（合流式の区域にあつては、汚水ますのみ）を一宅地に1箇所とし、申請道路との境界から1メートル以内の宅地内の下水を排除できる深さとすること。

② 汚水ますの深さは、800ミリメートル以上とし、汚水・雨水ますとも宅地内の下水を排除できる深さとすること。

(ク) 排水施設の施工は公共下水道工事の経験を有する業者で行うこと。

(手続き基準)

第4条 申請道路の手続き基準は次のとおりとする。

(1) 申請の手順

(略)

エ 申請道路の排水施設については、申請道路が所在する区の下水道所管課の審査及び検査を受けなければならない。

(略)

事務連絡
平成9年11月4日

関係各位様

下水道局管理部管理課

排水施設に係る管材質の選定について（依頼）

このことについて、管材質の耐薬品性質等から検討した結果、特定事業場のうち下記の業種については、その取付け管は陶管（セラミック管）を使用してください。

記

特定施設番号（水質汚濁防止法施行令別表第1）

No.26. 32. 33. 51-2. 53. 62. 63. 65. 66. 67. 68-2.
71-2. -3. -4. -5. -6. 74.

〔参考〕

- 26 : 無機顔料製造業の特定施設
- 32 : 有機顔料又は合成染料製造業の特定施設
- 33 : 合成樹脂製造業の特定施設
- 51-2 : 自動車用タイヤ、自動車用チューブ製造業、ゴムホース製造業の特定施設
- 53 : ガラス又はガラス製品製造業の特定施設
- 62 : 非鉄金属製造業の特定施設
- 63 : 金属製品製造業又は機械器具製造業の特定施設
- 65 : 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 : 電機めっき施設
- 67 : 洗たく業の用に供する洗浄施設
- 68-2 : 病院の特定施設
- 71-2 : 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場
 - 3 : 一般廃棄物処理施設である焼却施設
 - 4 : 産業廃棄物処理施設のうち、国もしくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置する施設
 - 5 : トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設
 - 6 : トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設
- 74 : 特定事業場から排出される水の処理施設

(3) 特定施設一覧表

(水質汚濁防止法関係)

平成 12 年一部改正

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①選鉱施設 ②選炭施設 ③坑水中和沈でん施設 ④掘さく用の汚水分離施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く） ②牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く） ③馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設（洗びん施設を含む） ③湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水産動物原料処理施設②洗浄施設 ③脱水施設 ④ろ過施設 ⑤湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの①原料処理施設 ②洗浄施設 ③圧搾施設 ④湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③湯煮施設 ④濃縮施設 ⑤精製施設 ⑥ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設（流送施設を含む） ③ろ過施設 ④分離施設 ⑤精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設（洗びん施設を含む） ③搾汁施設 ④ろ過施設 ⑤湯煮施設 ⑥蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③圧搾施設 ④真空濃縮施設 ⑤水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③圧搾施設 ④分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料浸せき施設 ②洗浄施設（流送施設を含む） ③分離施設 ④洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②ろ過施設 ③精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②湯煮施設 ③洗浄施設
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗式脱臭施設 ②洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの①まゆ湯煮施設 ②副蚕処理施設 ③原料浸せき施設 ④精練機及び精練そう ⑤シルケット機 ⑥漂白機及び漂白そう ⑦染色施設 ⑧薬液浸透施設 ⑨のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①洗毛施設 ②洗化炭施設

21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦湿式紡糸施設 ㊧リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ㊨原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦湿式バーカー㊧接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦湿式バーカー ㊧薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦原料浸せき施設 ㊧湿式バーカー ㊨碎木機 ㊩蒸解施設 ㊪蒸解廃液濃縮施設 ㊫チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ㊬漂白施設 ㊭抄紙施設（抄造施設を含む） ㊮セロハン製膜施設 ㊯湿式繊維板成型施設 ㊰廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦自動式フィルム現像洗浄施設 ㊧自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦ろ過施設 ㊧分離施設㊨水洗式破碎施設 ㊩廃ガス洗浄施設 ㊪湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦塩水精製施設 ㊧電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦洗浄施設 ㊧ろ過施設 ㊨カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ㊩群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ㊪廃ガス洗浄施設
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦ろ過施設 ㊧遠心分離機 ㊨硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ㊩活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ㊪無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ㊫青酸製造施設のうち、反応施設 ㊬よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 ㊭海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 ㊮バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ㊯廃ガス洗浄施設 ㊰湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦湿式アセチレンガス発生施設 ㊧さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ㊨ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ㊩アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ㊪塩化ビニルモノマー洗浄施設 ㊫クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦ベンゼン類硫酸洗浄施設 ㊧静置分離器 ㊨タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦原料処理施設 ㊧蒸りゅう施設 ㊨遠心分離機 ㊩ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ㊧ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ㊨フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦ろ過施設 ㊧顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ㊨遠心分離機 ㊩廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦縮合反応施設 ㊧水洗施設 ㊨遠心分離機 ㊩静置分離器 ㊪弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ㊫ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ㊬中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 ㊭ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 ㊮廃ガス洗浄施設 ㊯湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊦ろ過施設 ㊧脱水施設 ㊨水洗施設 ㊩ラテックス濃縮施設 ㊪スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶蒸りゆう施設 ㊷分離施設 ㊸廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶廃酸分離施設 ㊷廃ガス洗浄施設 ㊸湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶洗浄施設 ㊷分離施設 ㊸ろ過施設 ㊹アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ㊺アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ㊻アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ㊼イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 ㊽エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 ㊾2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ㊿シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ㊽㉵トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ㊽㉶ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ㊽㉷プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 ㊽㉸メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ㊽㉹メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 ㊽㉺廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶原料精製施設 ㊷塩析施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶脱酸施設 ㊷脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶洗浄施設 ㊷抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶原料処理施設 ㊷石灰づけ施設 ㊸洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶原料処理施設 ㊷脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶水洗施設 ㊷ろ過施設 ㊸ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ㊹廃ガス洗浄施設
47	医療品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶動物原料処理施設 ㊷ろ過施設 ㊸分離施設 ㊹混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ） ㊺廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶脱塩施設 ㊷原油常圧蒸りゆう施設 ㊸脱硫施設 ㊹揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ㊺潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶洗浄施設 ㊷石灰づけ施設 ㊸タンニンづけ施設 ㊹クロム浴施設 ㊺染色施設

53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①研磨洗浄施設 ②廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①抄造施設 ②成型機 ③水養生施設（蒸気養生施設を含む）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗式破碎施設 ②水洗式分別施設 ③酸処理施設 ④脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水洗式破碎施設 ②水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①タール及びガス液分離施設 ②ガス冷却洗浄施設 ③圧延施設 ④焼入れ施設 ⑤湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①還元そう ②電解施設（熔融塩電解施設を除く） ③焼入れ施設 ④水銀精製施設 ⑤廃ガス洗浄施設 ⑥湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①焼入れ施設 ②電解式洗浄施設 ③カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ④水銀精製施設 ⑤廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①タール及びガス液分離施設 ②ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む）
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く） ①沈でん施設 ②ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く）をいう）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①ちゅう房施設 ②洗たく施設 ③入浴施設
66の3	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
66の5	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号） 第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの ㊶ちゅう房施設 ㊷洗浄施設 ㊸入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号） 第 2 条第 3 項に規定するものをいう）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る） ㊶卸売場 ㊷仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号） 第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1, 000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く） ㊶卸売場 ㊷仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号） 第 3 条第 14 号に規定するものをいう）
70 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号） 第 77 条に規定するものをいう。以下同じ）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く）
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの ㊶洗浄施設 ㊷焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く） 2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く） 3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く） 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） 第 8 条第 1 項に規定するものをいう）である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう）のうち、次に掲げるもの ㊶廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号） 第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く）をいう）が設置するもの ㊷廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く）
71 の 6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く）

(ダイオキシン類対策特別措置法関係)

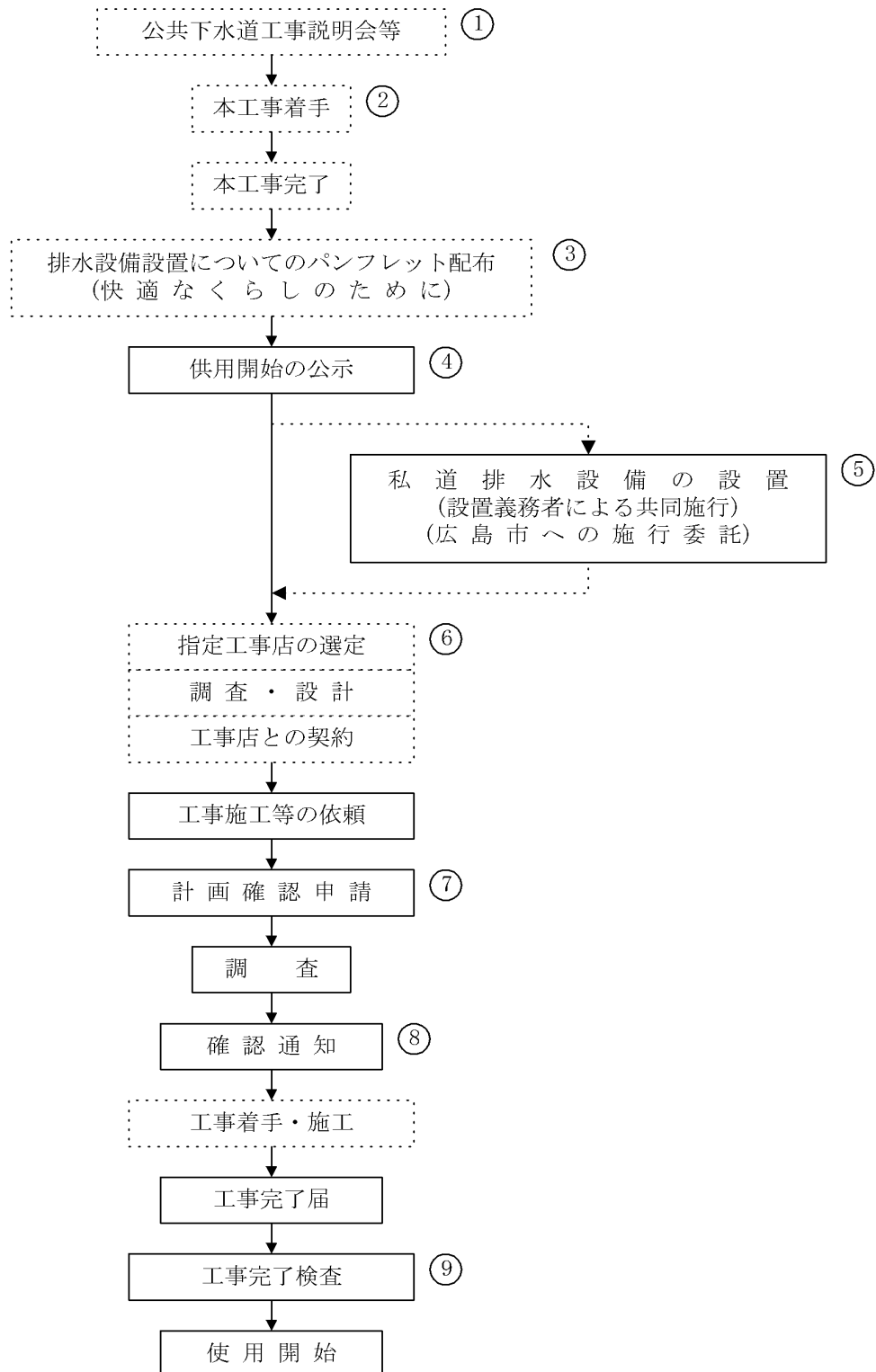
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法のアセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ①硫酸濃縮施設 ②シクロヘキサン分離施設 ③廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ①水洗施設 ②廃ガス洗浄施設
9	四クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ①ろ過施設 ②乾燥施設 ③廃ガス洗浄施設
10	二・三・ジクロロー・四・ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ①ろ過施設 ②廃ガス洗浄施設
11	八・十八・ジクロロー五・十五・ジエチル・五・十五・ジヒドロジインドロ[三・二・b : 三'・二'・m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。③において単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ①ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ②ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ③ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ④熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの ①廃ガス洗浄施設 ②湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ①精製施設 ②廃ガス洗浄施設 ③湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙燃炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙燃炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ①ろ過施設 ②精製施設 ③廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの ①廃ガス洗浄施設 ②湿式集じん施設《参考：別表第1第5号 廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの》
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設《参考：第7条第12号の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、第13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設》
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ①プラズマ反応施設 ②廃ガス洗浄施設 ③湿式集じん施設

18	下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第 1 号から第 14 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 14 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

2. 排水設備設置の事務等の流れ

公共下水道の工事の説明から排水設備の使用開始までの事務手続き等の一般的な手順を（参）図2-1に示すとおりである。

（参）図2-1 排水設備設置の事務等の流れ（参考）



また、これらに用いる申請書等の書類の例を8章様式例1～16(P. 152～)に示した。

なお、「法」は「下水道法」、「令」は「下水道法施行令」、「条例」は「広島市下水道条例」、「規則」は「広島市下水道法施行規則」を示す。

(1) 公共下水道工事説明会等

工事の目的として、浸水の防除、水洗化による便益及び生活環境の改善等の説明のほか、工事完了後には遅滞なく排水設備を設置し、その土地の下水を公共下水道へ流入させなければならないことを説明する。

また、その整備地域の下水の排除方式(合流式・分流式)による排水設備の設置方式の概要と、宅地最終ますの設置位置を確定する必要があることを説明するとともに、今後の事務手続きについて、理解と協力がえられるように努める。

(2) 工事着手

工事に先立って、宅地最終ますの設置位置を確認し、工事の手戻り等が生じないように留意する。

(3) 排水設備設置についてのパンフレット配付等

工事の完了に伴い公共下水道の供用を開始すること、排水設備を設置しなければならないこと、指定工事店制度や貸付制度等を記載しているパンフレットを供用開始の7～10日前に該当する家屋に配付する。

法第10条 (排水設備の設置等)

法第11条の3 (水洗便所の改造義務等)

条例第5条 (排水設備の設置)

水洗便所設備資金貸付

私道内排水設備布設工事費補助金交付

受益者負担金

下水道使用料

(4) 供用開始の公示

公共下水道管理者(広島市長)は、公共下水道の供用及び処理を開始しようとするときは、供用及び処理を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域等を公示する。

法第9条 (供用開始の公示等)

(5) 私道排水設備の設置

下水を排除すべき区域内に私道があり、これを經由して公共下水道へ流入させなければならない土地にあっては、その設置義務者は、その敷地内の排水設備の設置と同時に、あるいは、それに先立って、私道内に排水設備を設けなければならない。

なお、この私道内の排水設備を複数の設置義務者が使用することとなる場合には、これを共同して施行することとなる。(同一私道内に個々の義務者より単独の排水設備を複数設置することは好ましくない。)

この共同して施行すべき私道排水設備も、後述する(6)及び(7)の手続きが必要である。

(6) 指定工事店の選定及び工事施工等の依頼

設置義務者は、指定工事店(くみ取り便所の水洗化改造工事や排水設備の設置及び構造の技術的水準を確保するため工事店の指定制度)の中から排水設備の設置に係る工事を行う者を選定し、工事契約をし、施工等を依頼する。

法第10条 (排水設備の設置等)

令第8条 (排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

規則第5条 (排水設備の設置及び構造に関する基準)

(7) 計画確認申請

設置義務者から施工依頼を受けた指定工事店は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、確認を受けるため、公共下水道管理者(広島市長)に申請を行う。

条例第7条 (排水設備の計画の確認)

規則第 6 条 (排水設備の計画の確認申請等)

(8) 確認通知

申請を受けた公共下水道管理者(広島市長)は、その計画が法令の規定に適合するか否かについて審査するとともに、支障ないと認められたときは、確認の通知をする。

(9) 工事完了検査

排水設備の工事が完了したときは、その設備が法令の規定に適合することについて、広島市の職員の検査を受けなければならない。

法第 13 条 (排水設備の検査)

条例第 9 条 (排水設備の工事の検査)

規則第 7 条 (検査員)

3. 屋内排水設備の管径決定

1. 排水管

排水管の管径は、器具排水負荷単位による方法(以下「器具単位法」という。)と、次の基本的事項(基本則)によって定める。

- ① 衛生器具の器具トラップの口径は、表 2-9 (P. 28) のとおりとする。(第 2 章、第 1 節 (P. 22~) を参照。)器具排水管の管径は器具のトラップの口径以上で、かつ 30 mm 以上とする。
- ② 排水管は、立て管、横管いずれの場合も排水の流下方向の管径を縮小しない。ただし、大便器の排水口に口径 100 mm×75 mm の径違い継手を使用する場合は、管径の縮小とは考えない。
- ③ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。
- ④ 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大管径以上とし、建物の最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一管径とする。
- ⑤ 地中又は地階の床下に埋設する排水管の管径は、50 mm 以上が望ましい。
- ⑥ 各個通気方式又はループ通気方式の場合、排水立て管のオフセットの管径は、次のとおりとする。
 - i) 排水立て管に対して 45° 以下のオフセットの管径は、垂直な立て管とみなして定めてよい。
 - ii) 排水立て管に対して 45° を越えるオフセットの場合の各部の管径は、次のとおりとする。
 - i) オフセットより上部の立て管の管径は、そのオフセットの上部の負荷流量によって、通常の立て管として定める。
 - ii) オフセットの管径は、排水横主管として定める。
 - iii) オフセットより下部の立て管の管径は、オフセットの管径と、立て管全体に対する負荷流量によって定めた管径を比較し、いずれか大きいほうとする。
- ⑦ 排水管の勾配は表 2-2 (P. 24) のとおりとする。(第 2 章、第 1 節 (P. 22~) を参照。)

(1) 器具単位法

① 管径決定の手順

ア. 管径を求める排水管に接続している衛生器具の器具排水負荷単位(drain fixture unit, 記号として DFU で表す。)を表 2-3 (P. 25) より求め、合計する。

イ. 器具排水負荷単位の合計から、排水横枝管及び排水立て管の管径を表 2-4 (P. 26) より求め、排水横枝管の管径は表 2-6 (P. 27) より求める。

② 例題

(参) 図 3-1, 2 に示すように各階(5 階)に共通に便所を設置するものとして、排水横枝管、排水立て管及び排水横主管の管径を定める。

大便器はフラッシュバルブ(洗浄弁)式、小便器は壁掛けストール形、掃除用流しのトラップ口径は 75 mm とする。

ア. 横支管

(A) 部 洗面器 4 個

表 2-3 (P. 25) より、洗面器の器具排水負荷単位(以下「排水負荷単位」という。)は 1 [DFU] であるから、

$$1 \text{ [DFU]} \times 4 = 4 \text{ [DFU]}$$

表 2-4 (P. 26) より、排水横枝管の受け持ちうる許容最大排水単位 6 に対する管径は 50 mm である。

よって、D(A) = 50 mm とする。

勾配は、第 2 章、第 1 節、表 2-2 (P. 24) の最小勾配とする。

$$\delta (\text{勾配}) = 1/50$$

(B) 部

(A) 以外の流入がないため、(A) と同じになる。

$$D(B) = D(A) = 50 \text{ mm}, \delta = 1/50$$

以下の記述から単位を省略する。

(C) 部 女子大便器 3個、掃除流し 1個

表2-3 (P. 25) より、大便器及び掃除流しの排水負荷単位は、それぞれ8と3であるから

$$\text{合計排水負荷単位} = 8 \times 3 + 3 \times 1 = 27$$

表2-4 (P. 26) より、 $D(C) = 100$ 、 $\delta = 1/50$

(D) 部

$$\text{合計排水負荷単位} = (B) + (C) = 4 + 27 = 31$$

表2-4 (P. 26) より、 $D(D) = 100$ 、 $\delta = 1/50$

(E) 部 小便器 5個

$$\text{合計排水負荷単位} = 4 \times 5 = 20$$

表2-4 (P. 26) より、 $D(E) = 75$ 、 $\delta = 1/50$

(F) 部 洗面器 3個

$$\text{合計排水負荷単位} = 1 \times 3 = 3$$

表2-4 (P. 26) より、 $D(F) = 40$ 、 $\delta = 1/50$

(G) 部

(F) 以外の流入がないため、

$$D(G) = D(F) = 40 \text{ mm}, \delta = 1/50$$

(H) 部

$$\text{合計排水負荷単位} = (E) + (G) = 20 + 3 = 23$$

表2-4 (P. 26) より、 $D(H) = 100$ 、 $\delta = 1/50$

(I) 部 男子大便器 3個、掃除流し 1個

$$\text{合計排水負荷単位} = 8 \times 3 + 3 \times 1 = 27$$

表2-4 (P. 26) より、 $D(I) = 100$ 、 $\delta = 1/50$

(J) 部

$$\text{合計排水負荷単位} = (H) + (I) = 23 + 27 = 50$$

表2-4 (P. 26) より、 $D(J) = 100$ 、 $\delta = 1/50$

(K) 部

$$\text{合計排水負荷単位} = (D) + (J) = 31 + 50 = 81$$

表2-4 (P. 26) より、 $D(K) = 100$ 、 $\delta = 1/50$

イ. 立て管

(L) 部

$$5 \text{ 階分の合計排水負荷単位} = (K) \times 5 = 81 \times 5 = 405$$

図2-38 (P. 51) より、ブランチ間隔は4である。表2-4 (P. 26) より、階数3を超える場合の1立て管に対する排水負荷単位の合計500(←405)及び1階分又は1ブランチ間隔の排水負荷単位の合計90(←81)に対し、それぞれ管径100mmが求められる。

従って、 $D(L) = 100$ とする。

ウ. 横主管

(M) 部

合計排水負荷単位は(L)に同じ 405

表2-6 (P. 27) より管径及び勾配を求める。勾配1/96は、実用上1/100とみなしてさしつかえないので、

$$D(M) = 150, \delta = 1/100 \text{ とする。}$$

以上の結果をまとめて、(参)表3-2に示す。

2. 通気管

通気管の管径は、排水管と同じく器具単位法と次の基本的事項(基本則)とによって定める。

- ① 最小管径は、30 mmとする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は50 mm以上とする。
- ② ループ通気管の場合は、次のとおりとする。
 - i ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管とのうち、いずれか小さいほうの管径の1/2より小さくしない。
 - ii 排水横枝管の逃がし通気管の管径は、接続する排水横枝管の1/2より小さくしない。
- ③ 伸頂通気管の管径は、排水立て管の管径より小さくしない。
- ④ 各個通気管の管径は、接続する排水管の管径の1/2より小さくしない。
- ⑤ 排水立て管のオフセットの逃がし通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さいほうの管径以上とする。
- ⑥ 結合通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さいほうの管径以上とする。

(1) 器具単位法

① 管径決定の手順

ア. 管径を求める通気管が受け持つ排水管の器具排水負荷単位(以下「排水負荷単位」という。)の合計を求める。

イ. 通気管の長さを求める。長さは実長とし、次のとおりとする。

- i) ループ通気管では、分岐横枝管の会合点より下流側の部分は最も長い経路の通気管の長さとする。
 - ii) 通気立て管では、始点から伸頂通気管への接続点までとする。伸頂通気管へ接続しないで、単独に大気へ開口する場合は、始点から、大気開口部までとする。
 - iii) 通気主管(通称ヘッダ)は、通気管の大気開口部から最も遠い通気立て管の始点までとする。
- ウ. 排水管の管径、排水負荷単位及び通気管の長さから、ループ通気管の管径を表 2-14 (P. 53) より、通気立て管及び通気主管(通称ヘッダ)の管径を表 2-13 (P. 52) より求める。

② 例題

(参) 図 3-2 の系統図に示す通気管の管径を求める。

ア. ループ通気管 a~i

(a) 部

(a) 部の設計条件は次のとおりである。

ループ通気管(a)の受け持つ排水管:	(A) (B)
排水管の管径	: D (A) = D (B) = 50 [mm]
排水負荷単位	: 4 [DFU]
通気管の長さ	: 10.5 [m]

表 2-14 (P. 54) から、排水横枝管の管径 50 [mm] に対して、排水負荷単位 12、最大許容横走配管長 12 [m] が求められる。各数値は、上記の条件を満たすので、

D_v = 50 [mm] とする。

以下の記述から単位を省略する。

(b) 部

(b) の受け持つ排水管: (C)

排水管の管径	: D (C) = 100
排水負荷単位	: 27
通気管の長さ	: 6.0

表 2-14 (P. 53) から、D_v = 65

(C)部

(C)の受け持つ排水管：(D)

排水管の管径	: D (D) = 100
排水負荷単位	: 31
通気管の長さ	: (A) + (C) = 10.5 + 0.5 = 11.0

(通気管の最長延長)

表 2-14 (P. 53) から、 $D_v = 75$

以下同様にして i までの管径を求めると、(参)表 3-1 に示すとおりとなる。

イ. 通気立て管(j)

(j)の受け持つ排水管：(M)

排水管の管径	: D (M) = 150
排水負荷単位	: 405
通気管の長さ	: 19

表 2-13 (P. 52) より、排水管の管径 100、排水負荷単位 500、最大許容配管長 21 に対する通気管の管径は、65 mm と求めることができる。

排水横主管の管径は $D(M) = 150$ であるから、 $D(j) = 65 < 150 \times 1/2 = 75$ となり基本則を満足しない。

よって、 $D(j) = 75$ とする。

ウ. 伸頂通気管(k)

通気立て管と同様に求める。

(k)の受け持つ排水管：(L)

排水管の管径	: D (L) = 100
排水負荷単位	: 405
通気管の長さ	: (L) + (k) = 16 + 4 = 20

表 2-13 (P. 52) より、通気管の管径は、65 mm となるが、基本則から排水立て管の管径 $D(L) = 100$ と同じとする。

エ. 通気主管(1)

(1)の受け持つ排水管：(L)

排水管の管径	: D (L) = 100
排水負荷単位	: 405
通気管の長さ	: (L) + (k) + (1) = 16 + 4 + 6 = 26

表 2-13 (P. 52) より、通気管の管径は 75 mm となるが、伸頂通気の管径 $D(k) = 100$ mm と同様とする。

以上、排水管及び通気管の管径を器具単位法から求めた。この結果をまとめて(参)表 3-2 に示す。

3. 雨水管

(1) 管径決定の手順

- ① 屋根面積を求める。屋根面積はすべて水平に投影した面積とする。
- ② 屋根面積から、表 2-7 (P. 27) より雨水立て管の管径及びルーフトレンの口径を、また表 2-8 (P. 27) より雨水横管の管径を求める。

ただし、表 2-7 (P. 27) 及び表 2-8 (P. 27) の許容最大屋根面積は雨量 100 mm/h を基礎として算出したものである。これ以外の設計雨量のときは、屋根面積に(設計雨量/100)を乗じて 100 mm/h 当たりの屋根面積に換算して管径を求める。

- ③ 正方形又は長方形の雨水立て管は、接続している流入管の断面積以上とし、内面の短辺をもって相当管径とする。また、表 2-8 (P. 27) の許容最大屋根面積に雨水立て管の長辺/短辺を乗じたものを許容最大屋根面積とする。

(2) 例題

(参)図 3-3 に示す雨水管の管径を求める。最大降水量を 100 mm/h とし、ルーフドレンは屋根面積を等分に負担するものとする。

- (A) 設計雨量は集中豪雨を考慮して最大降水量=100[mm/h]、屋根面積は 2 箇所のルーフドレンで分担するから、 $(30 \times 18) / 2 = 270$ [m²]、表 2-7 (P. 27) より管径は 100 mm となる。
- (B) (A) の屋根面積 270 m² から表 2-8 (P. 27) よりこう配 1/100 とすると管径は 125 mm となる。
- (C) (C) の屋根面積は、2 箇所のルーフドレンで分担するから、 $30 \times 5 / 2 = 75$ [m²] 表 2-7 (P. 27) より管径 65 mm となる。
- (D) (B) と (C) の雨水を受けるから雨水 100 mm/h に換算した屋根面積は $270 + 75 = 345$ [m²] 表 2-8 (P. 27) からこう配 1/100 とすると管径は 125 mm となる。

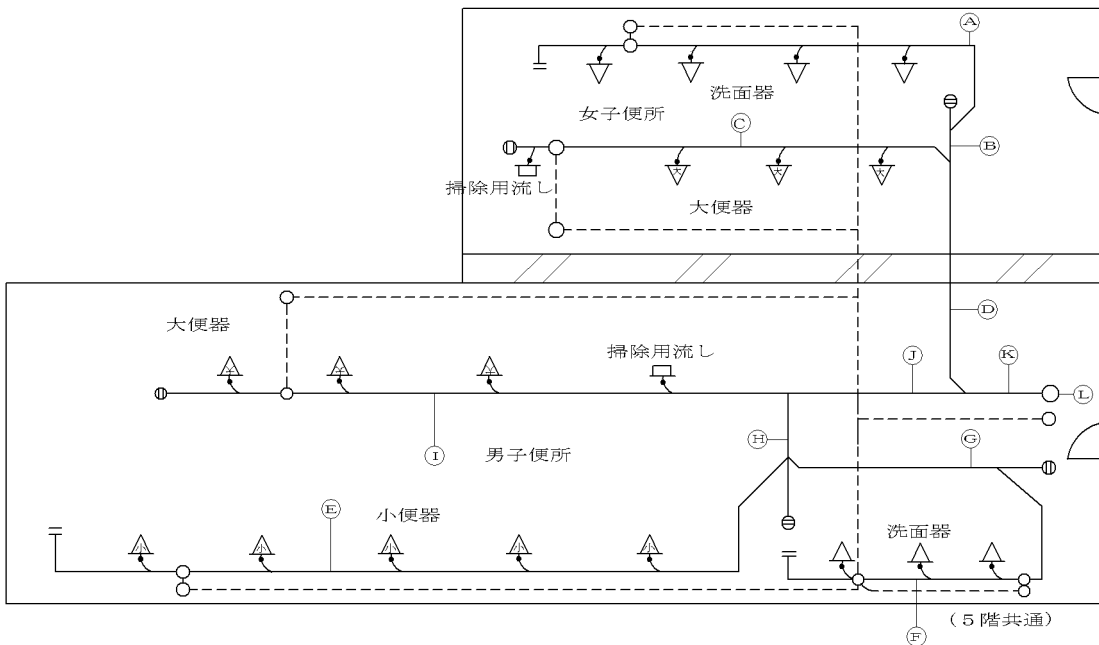
(参)表 3-1 通気管の管径計算結果 (器具単位法)

通気管	受持つ排水管	排水管管径 (呼び)	器具排水負荷単位合計	通気管の長さ [m]	管径 (呼び)	補正管径 (呼び)
ルーフ通気管 (a)	(A) (B)	50	4	10.5	50	
	(b) (C)	100	27	6.0	65	
	(c) (D)	100	31	10.5+0.5=11.0	75	
	(d) (I)	100	27	8.0	75	
	(e) (D) (I)	100	58	10.5+0.5+1.3=12.3	75	
	(f) (E)	75	20	8.0	65	
	(g) (F) (G)	40	3	3.5	40	
	(h) (H)	100	23	8.0+3.5=11.5	75	
	(i) (K)	100	81	10.5+0.5+1.3+1.8=14.1	75	
通気立て管 (j)	(M)	150	405	19	65	75
伸頂通気管 (k)	(L)	100	405	16+4=20	65	100
通気主管 (l)	(M)	150	405	16+4+6=26	75	100

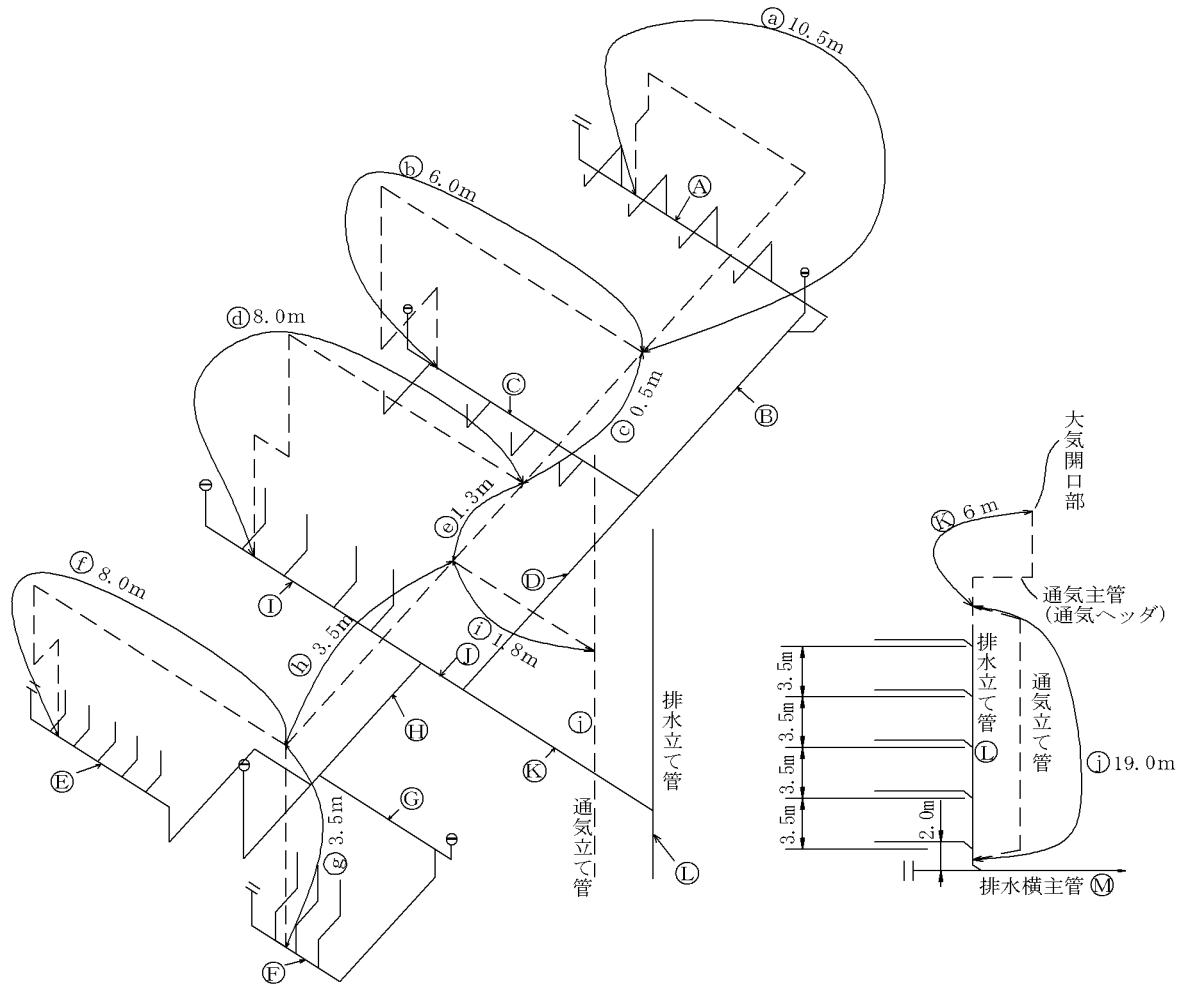
(参)表 3-2 例題計算結果 (まとめ) [器具単位法]

排 水 管			通 気 管	
経 路	管 径 (mm)	勾 配	経 路	管 径 (mm)
(A)	50	1/50	(a)	50
(B)	50	1/50	(b)	65
(C)	100	1/50	(c)	75
(D)	100	1/50	(d)	75
(E)	75	1/50	(e)	75
(F)	40	1/50	(f)	65
(G)	40	1/50	(g)	40
(H)	100	1/50	(h)	75
(I)	100	1/50	(i)	75
(J)	100	1/50	(j)	75
(K)	100	1/50	(k)	100
(L)	100	1/50	(l)	100
(M)	150	1/100		

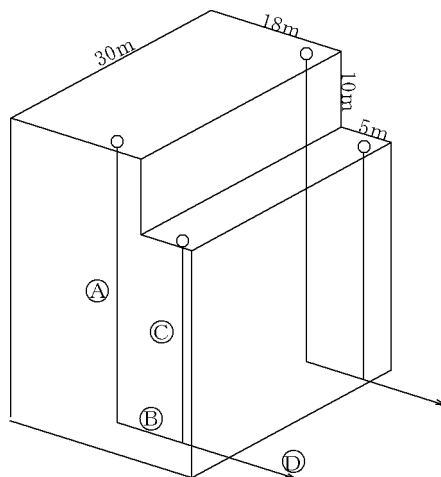
(参) 図 3-1 平面図



(参) 図 3-2 各階系統図



(参) 図 3-3 雨水管



4. グリース阻集器の選定

グリース阻集器の選定に当たっての基準として、SHASE-S217-2016 を参考に示す。

グリース阻集器の選定は、一般に店舗全面積に基づく選定方法を用いるが、利用人数が想定できる場合には、利用人数に基づく選定方法を用いてもよい。

1 店舗全面積に基づく選定方法

店舗全面積に基づく選定は、次の手順によって行う。

- ① 食種及び店舗全面積の確認。
- ② 流入流量を算出する。
- ③ 阻集グリース及び堆積残さの質量を算出する。
- ④ 各社で表示された許容流入流量が②の値以上、かつ標準阻集グリースの質量が③の値以上となる阻集器を選定する。

1. 1 統一設定条件

SHASE 規格の選定方法において掃除の周期は、受渡当事者間の打合せによってなっているが、選定時に不明確な場合は、当工業会では表-2の掃除の周期を採用する事にした。

表-1 各因子の標準値

食 種	因 子	W_m	t ※	k	g_u	g_b
		店舗全面積 1㎡・1日 当たりの 使用水量 [L/(㎡・日)]	1日当たりの ちゅう房 使用時間 [min/日]	危険率を用いて 定めたときの 流量の平均流量 に対する倍率 [倍]	店舗全面積 1㎡・1日 当たりの 阻集グリース の質量 [g/(㎡・日)]	店舗全面積 1㎡・1日 当たりの 堆積残さ の質量 [g/(㎡・日)]
中国（中華）料理		130	720	3.5	18.0	8.0
洋 食		95			9.5	3.5
和 食		100			7.0	2.5
ラ ー メ ン		150			19.5	7.5
そば・うどん		150			9.0	3.0
軽 食		90			6.0	2.0
喫 茶		85			3.5	1.5
ファーストフード		20	600	3.0	1.0	
社員・従業員食堂		90		6.5	3.0	
学 生 食 堂		45		3.0	1.0	

注 ※ 1日当たりの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を1日当たりのちゅう房使用時間としてもよい。

☆出典 (公社)空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」P.4表3-各因子の標準値

表-2 回転数の標準値と選定時に不明確な場合に当工業会が採用する掃除の周期

食 種	n: 回転数 [人/(席・日)]	掃除の周期 [日]	
		i_u : 阻集グリース	i_b : 堆積残さ
中国（中華）料理	5.0	7	30
洋 食	4.5		
和 食	5.0		
ラーメン・そば・うどん	5.0		
軽 食	7.0		
喫 茶	8.0		
ファーストフード	8.0		
社員・従業員食堂	4.0		
学 生 食 堂	4.0		

☆出典(回転数) (公社)空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」P.5表4-回転数の標準値

表-3 補正回転数の標準値

因子 食種	n ₀ : 補正回転数 [人/(席・日)]															
	ちゅう房を含む店舗全面積 [m ²] ※															
	25	50	75	100	125	150	175	200	250	300	400	500	600	700	800	1000
中国(中華)料理	-	-	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	-	-	-	-	-
洋食	-	-	-	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6	2.8	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	-
和食	-	-	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.2	-	-	-	-	-
ラーメン・そば・うどん	-	3.1	3.9	4.5	4.9	5.2	5.5	5.7	-	-	-	-	-	-	-	-
軽食	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	-	-	-	-	-	-	-
喫茶	3.7	4.7	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2	-	-	-	-	-	-	-	-
ファーストフード	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	-	-	-	-	-	-	-
社員・従業員食堂	-	-	-	-	-	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3
学生食堂	-	-	-	-	-	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3

注 ※ 店舗全面積の値が表中の中間となる場合には、比例補正して求める。

☆出典 (公社)空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」P.5表5-補正回転数の標準値

1. 2 計算例

① (公社)空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」P.3店舗全面積に基づく選定方法を用いて、店舗全面積が200 m²の洋食店に使用するグリース阻集器を選定する場合。

② 流入流量の計算

$$Q = A \times W_n \times (n/n_0) \times (1/t) \times k \dots\dots\dots (1)$$

ここに

Q : 流入流量 [L/min]

A : 店舗全面積 [m²]

W_n : 店舗全面積1 m²・1日当たりの使用水量(表-1) [L/(m²・日)]

n : 回転数(表-2) なお、受渡当事者間の打合せにより定めてもよい [人/(席・日)]

n₀ : 補正回転数(表-3) [人/(席・日)]

t : 1日当たりのちゅう房使用時間(表-1) [min/日]

k : 危険率を用いて定めたとときの流量の平均流量に対する倍率(表-1) [倍]

をそれぞれ(1)式に代入すると

$$Q = 200 \times 95 \times (4.5/2.6) \times (1/720) \times 3.5 = 159.9 \text{ L/min}$$

③ 阻集グリース及び堆積残さの質量の計算

$$G = G_u + G_b \dots\dots\dots (2)$$

ここに

G : 阻集グリース及び堆積残さの質量 [kg]

G_u : 阻集グリースの質量 [kg]

G_b : 堆積残さの質量 [kg]

$$G_u = (1/1000) \times A \times g_u \times (n/n_0) \times i_u \dots\dots\dots (3)$$

ここに

G_u : 阻集グリースの質量 [kg]

A : 店舗全面積 [m²]

g_u : 店舗全面積1 m²・1日当たりの阻集グリースの質量(表-1) [g/(m²・日)]

n : 回転数(表-2) なお、受渡当事者間の打合せにより定めてもよい [人/(席・日)]

n₀ : 補正回転数(表-3) [人/(席・日)]

i_u : 阻集グリースの掃除周期(表-2) なお、受渡当事者間の打合せにより定めてもよい [日]

1/1000 : G_uを求めるための単位の換算係数 [kg/g]

$$G_b = (1/1000) \times A \times g_b \times (n/n_0) \times i_b \dots\dots\dots (4)$$

ここに

G_b : 堆積残さの質量 [kg]

A : 店舗全面積 [m²]

g_b : 店舗全面積1 m²・1日当たりの堆積残さの質量(表-1) [g/(m²・日)]

n : 回転数(表-2) なお、受渡当事者間の打合せにより定めてもよい [人/(席・日)]

n₀ : 補正回転数(表-3) [人/(席・日)]

i_b : 堆積残さの掃除周期(表-2) なお、受渡当事者間の打合せにより定めてもよい [日]

1/1000 : G_b を求めるための単位の換算係数 [kg/g]

をそれぞれ (2) (3) (4) 式に代入すると

$$G_a = (1/1000) \times 200 \times 9.5 \times (4.5/2.6) \times 7 = 23.0 \text{ kg}$$

$$G_b = (1/1000) \times 200 \times 3.5 \times (4.5/2.6) \times 30 = 36.3 \text{ kg}$$

$$G = 23.0 + 36.3 = 59.3 \text{ kg}$$

④ グリース阻集器の選定

②③で算出した流入流量 159.9 L/min、阻集グリース及び堆積残さの質量 59.3 kg をそれぞれ上回る許容流入流量及び標準阻集グリースの質量を持つグリース阻集器を各社のカタログ等の資料から選定する。

2 利用人数に基づく選定方法

利用人数に基づく選定は、次の手順によって行う。

- ① 食種及び利用人数（延べ人数=食数）の確認。
- ② 流入流量を算出する。
- ③ 阻集グリース及び堆積残さの質量を算出する。
- ④ 各社で表示された許容流入流量が②の値以上、かつ標準阻集グリースの質量が③の値以上となる阻集器を選定する。

2. 1 統一設定条件

表-4 各因子の標準値

食 種 \ 因 子	W_a	t ※	k	G_a'	G_b'
	利用人数 1人当たりの 使用水量 [L/人]	1日当たりの ちゅう房 使用時間 [min/日]	危険率を用いて 定めたときの 流量の平均流量 に対する倍率 [倍]	利用人数1人 当たりの 阻集グリース の質量 [g/人]	利用人数1人 当たりの 堆積残さ の質量 [g/人]
中国（中華）料理	80	720	3.5	11.0	5.0
洋 食	80			8.0	3.0
和 食	80			5.5	2.0
ラ ー メ ン	50			6.5	2.5
そば・うどん	50			3.0	1.0
軽 食	45			1.0	0.5
喫 茶	25			1.5	0.5
ファーストフード	10	600		3.5	1.5
社員・従業員食堂	50			1.5	0.5
学 生 食 堂	25			0.7	0.3
学 校 給 食	15	480			

注 ※ 1日当たりの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を1日当たりのちゅう房使用時間としてもよい。

☆出典 (公社)空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」P.7表6-各因子の標準値

2. 2 計算例

① (公社)空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」P.5利用人数に基づく選定方法を用いて、利用人数（延べ人数=食数）が400食の洋食店に使用するグリース阻集器を選定する場合。

② 流入流量の計算

$$Q = N \times W_a \times (1/t) \times k \dots\dots\dots (5)$$

ここに

Q : 流入流量 [L/min]

N : 1日当たりの利用人数 [人/日]

W_a : 利用人数1人当たりの使用水量(表-4) [L/人]

t : 1日当たりのちゅう房使用時間(表-4) [min/日]

k : 危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率(表-4) [倍]

をそれぞれ(5)式に代入すると

$$Q = 400 \times 80 \times (1/720) \times 3.5$$

$$= 155.6 \text{ L/min}$$

③ 阻集グリース及び堆積残さの質量の計算

$$G = G_u + G_b \quad \dots\dots\dots (6)$$

ここに

G : 阻集グリース及び堆積残さの質量 [kg]

G_u : 阻集グリースの質量 [kg]

G_b : 堆積残さの質量 [kg]

$$G_u = (1/1000) \times N \times g_u' \times i_u \quad \dots\dots\dots (7)$$

ここに

G_u : 阻集グリースの質量 [kg]

N : 1日当たりの利用人数 [人/日]

g_u' : 利用人数1人当たりの阻集グリースの質量(表-4) [g/人]

i_u : 阻集グリースの掃除周期(表-2 なお、受渡当事者間の打合せにより定めてもよい) [日]

1/1000 : G_u を求めるための単位の換算係数 [kg/g]

$$G_b = (1/1000) \times N \times g_b' \times i_b \quad \dots\dots\dots (8)$$

ここに

G_b : 堆積残さの質量 [kg]

N : 1日当たりの利用人数 [人/日]

g_b' : 利用人数1人当たりの堆積残さの質量(表-4) [g/人]

i_b : 堆積残さの掃除周期(表-2 なお、受渡当事者間の打合せにより定めてもよい) [日]

1/1000 : G_b を求めるための単位の換算係数 [kg/g]

をそれぞれ(6)(7)(8)式に代入すると

$$G_u = (1/1000) \times 400 \times 8.0 \times 7$$

$$= 22.4 \text{ kg}$$

$$G_b = (1/1000) \times 400 \times 3.0 \times 30$$

$$= 36.0 \text{ kg}$$

$$G = 22.4 + 36.0 = 58.4 \text{ kg}$$

④ グリース阻集器の選定

②③で算出した流入流量 155.6 L/min、阻集グリース及び堆積残さの質量 58.4 kgをそれぞれ上回る許容流入流量及び標準阻集グリースの質量を持つグリース阻集器を各社のカタログ等の資料から選定する。

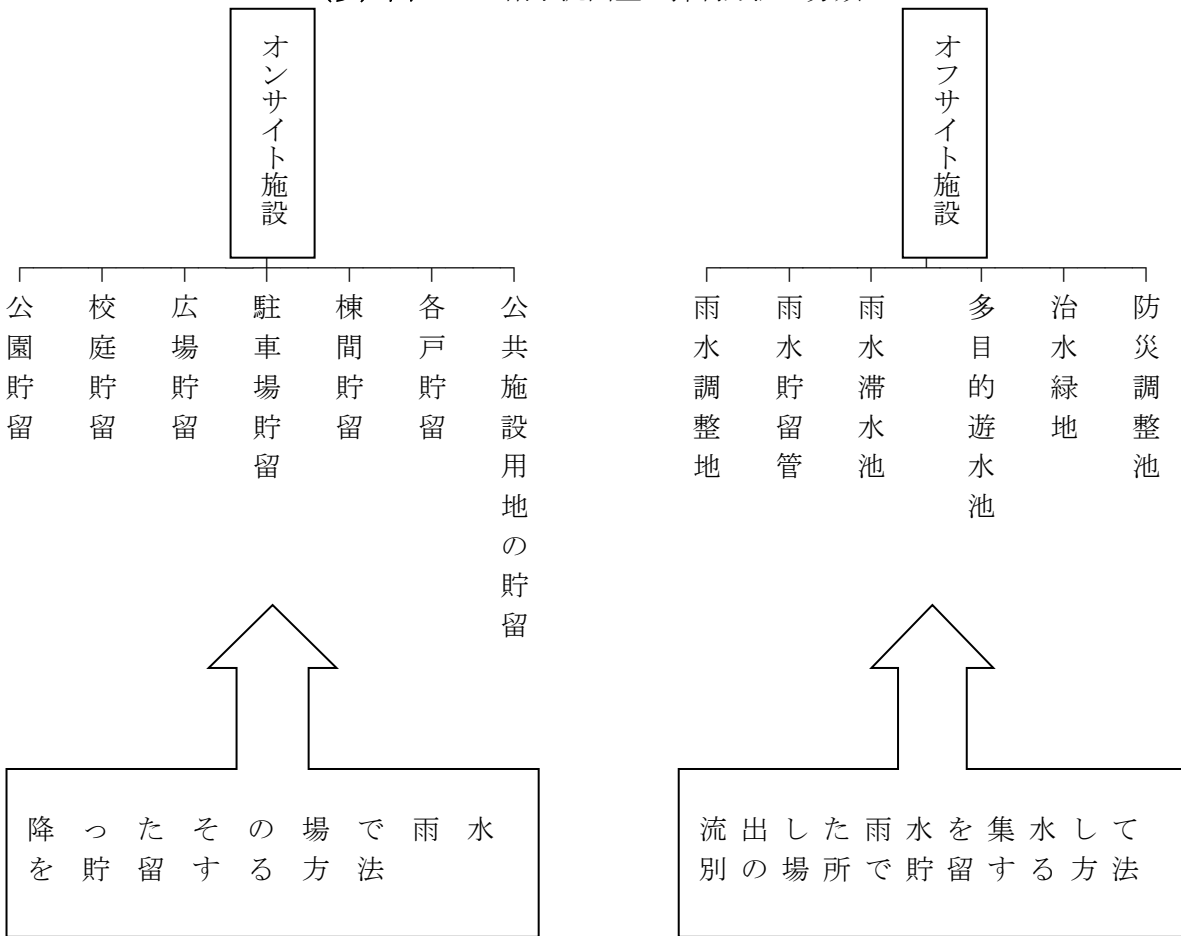
5. 雨水貯留施設

1. 貯留施設

雨水貯留施設の選定にあたっては、その水域全体での水管理計画が基本となる。大規模な宅地造成や新市街地が開発される場合などでは、雨水流出量の増大による下水道施設への流下能力低下対策として雨水調整地を設置することが浸水対策として有効な方法である。また、小規模なダム、掘込みによるものや管きょ内貯留等による貯留施設については周辺地域の実情及び土地利用状況並びに利用計画に応じた貯留施設を選定することが望ましい。

雨水流出量の抑制方法の分類を（参）図5-1に示す。

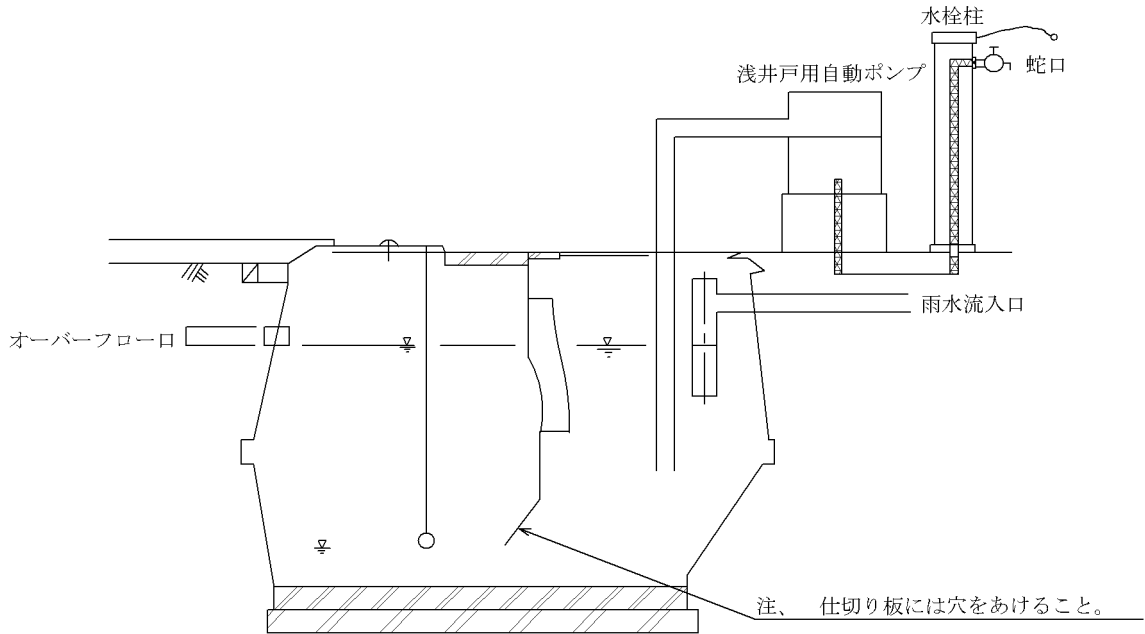
（参）図5-1 雨水流出量の抑制方法の分類



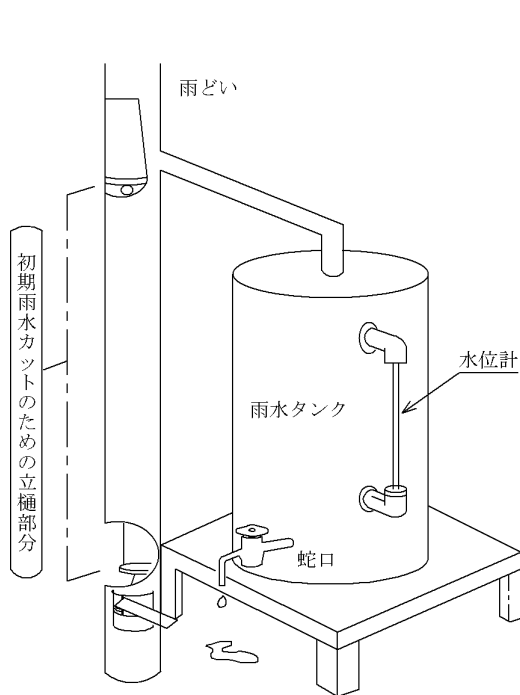
2. 貯留施設の施工例(参考)

- ① 一般家庭及び小規模宅地において廃止した浄化槽等を利用し、雨水の貯留施設として利用したものなど。

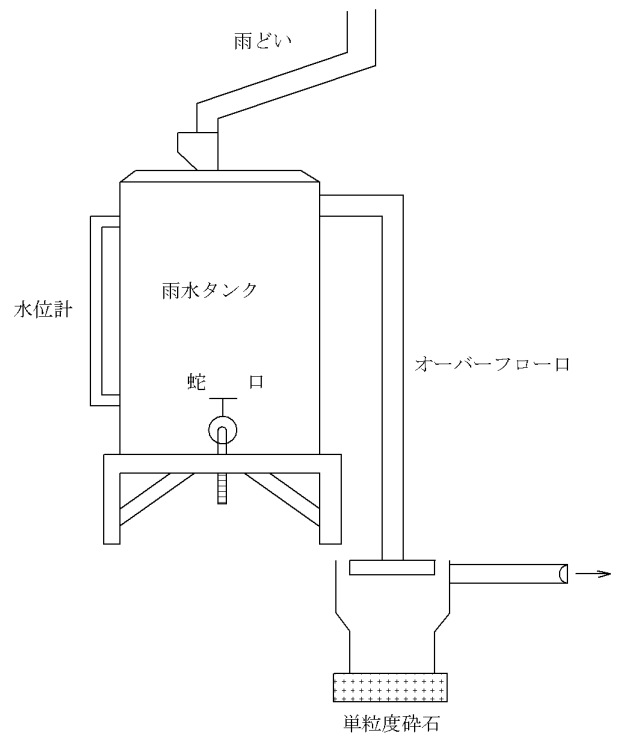
(参) 図 5-2 浄化槽からの転用施設



(参) 図 5-3 雨水簡易貯留施設



(参) 図 5-4 地下浸透施設



6. マニング式による流速・流量表

(1) 硬質塩化ビニル管 (満管流時)

n=0.1010

	75		100		125		150		200		250		300		350	
A (m ²)	0.005411		0.008992		0.01348		0.01863		0.03205		0.04909		0.06975		0.09511	
P (m)	0.2608		0.3362		0.4115		0.4838		0.6346		0.7854		0.9362		1.0933	
R (m)	0.0208		0.0268		0.0328		0.0385		0.0505		0.0625		0.0745		0.0870	
I (%)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)
1.0	0.239	0.001	0.283	0.003	0.324	0.004	0.361	0.007	0.432	0.014	0.498	0.024	0.560	0.039	0.621	0.059
1.1	0.251	0.001	0.297	0.003	0.340	0.005	0.378	0.007	0.453	0.015	0.522	0.026	0.587	0.041	0.651	0.062
1.2	0.262	0.001	0.310	0.003	0.355	0.005	0.395	0.007	0.473	0.015	0.546	0.027	0.613	0.043	0.680	0.065
1.3	0.273	0.001	0.323	0.003	0.369	0.005	0.411	0.008	0.493	0.016	0.568	0.028	0.638	0.045	0.708	0.067
1.4	0.283	0.002	0.335	0.003	0.383	0.005	0.427	0.008	0.511	0.016	0.589	0.029	0.662	0.046	0.735	0.070
1.5	0.293	0.002	0.347	0.003	0.397	0.005	0.442	0.008	0.529	0.017	0.610	0.030	0.686	0.048	0.760	0.072
1.6	0.303	0.002	0.358	0.003	0.410	0.006	0.456	0.008	0.546	0.018	0.630	0.031	0.708	0.049	0.785	0.075
1.7	0.312	0.002	0.369	0.003	0.422	0.006	0.470	0.009	0.563	0.018	0.649	0.032	0.730	0.051	0.810	0.077
1.8	0.321	0.002	0.380	0.003	0.435	0.006	0.484	0.009	0.580	0.019	0.668	0.033	0.751	0.052	0.833	0.079
1.9	0.330	0.002	0.390	0.004	0.447	0.006	0.497	0.009	0.596	0.019	0.688	0.034	0.772	0.054	0.858	0.081
2.0	0.338	0.002	0.401	0.004	0.458	0.006	0.510	0.010	0.611	0.020	0.704	0.035	0.792	0.055	0.878	0.084
2.2	0.355	0.002	0.420	0.004	0.481	0.006	0.535	0.010	0.641	0.021	0.739	0.036	0.830	0.058	0.921	0.088
2.4	0.371	0.002	0.439	0.004	0.502	0.007	0.559	0.011	0.669	0.021	0.772	0.038	0.867	0.060	0.962	0.091
2.6	0.386	0.002	0.457	0.004	0.522	0.007	0.581	0.011	0.697	0.022	0.803	0.039	0.903	0.063	1.001	0.095
2.8	0.400	0.002	0.474	0.004	0.542	0.007	0.603	0.012	0.723	0.023	0.833	0.041	0.937	0.065	1.039	0.099
3.0	0.414	0.002	0.491	0.004	0.561	0.008	0.625	0.012	0.748	0.024	0.863	0.042	0.970	0.068	1.075	0.102
3.2	0.428	0.002	0.507	0.005	0.580	0.008	0.645	0.012	0.773	0.025	0.891	0.044	1.002	0.070	1.111	0.106
3.4	0.441	0.002	0.522	0.005	0.597	0.008	0.665	0.013	0.797	0.026	0.918	0.045	1.032	0.072	1.145	0.109
3.6	0.454	0.002	0.537	0.005	0.615	0.008	0.684	0.013	0.820	0.026	0.945	0.046	1.062	0.074	1.178	0.112
3.8	0.466	0.003	0.552	0.005	0.632	0.009	0.703	0.013	0.842	0.027	0.971	0.048	1.091	0.076	1.210	0.115
4.0	0.478	0.003	0.566	0.005	0.648	0.009	0.721	0.013	0.864	0.028	0.996	0.049	1.120	0.078	1.242	0.118
4.2	0.490	0.003	0.580	0.005	0.664	0.009	0.739	0.014	0.885	0.028	1.021	0.050	1.147	0.080	1.272	0.121
4.4	0.502	0.003	0.594	0.005	0.680	0.009	0.756	0.014	0.906	0.029	1.045	0.051	1.174	0.082	1.302	0.124
4.6	0.513	0.003	0.607	0.005	0.695	0.009	0.773	0.014	0.927	0.030	1.068	0.052	1.201	0.084	1.332	0.127
4.8	0.524	0.003	0.620	0.006	0.710	0.010	0.790	0.015	0.947	0.030	1.091	0.054	1.227	0.086	1.360	0.129
5.0	0.535	0.003	0.633	0.006	0.725	0.010	0.806	0.015	0.966	0.031	1.114	0.055	1.252	0.087	1.388	0.132
5.2	0.545	0.003	0.646	0.006	0.739	0.010	0.822	0.015	0.985	0.032	1.136	0.056	1.277	0.089	1.416	0.135
5.4	0.556	0.003	0.658	0.006	0.753	0.010	0.838	0.016	1.004	0.032	1.157	0.057	1.301	0.091	1.443	0.137
5.6	0.566	0.003	0.670	0.006	0.767	0.010	0.853	0.016	1.022	0.033	1.179	0.058	1.325	0.092	1.469	0.140
5.8	0.576	0.003	0.682	0.006	0.780	0.011	0.868	0.016	1.040	0.033	1.199	0.059	1.348	0.094	1.495	0.142
6.0	0.586	0.003	0.694	0.006	0.794	0.011	0.883	0.016	1.058	0.034	1.220	0.060	1.371	0.096	1.521	0.145
6.5	0.610	0.003	0.722	0.006	0.826	0.011	0.919	0.017	1.101	0.035	1.270	0.062	1.427	0.100	1.583	0.151
7.0	0.633	0.003	0.749	0.007	0.857	0.012	0.954	0.018	1.143	0.037	1.318	0.065	1.481	0.103	1.643	0.156
7.5	0.655	0.004	0.776	0.007	0.887	0.012	0.987	0.018	1.183	0.038	1.364	0.067	1.533	0.107	1.700	0.162
8.0	0.676	0.004	0.801	0.007	0.916	0.012	1.020	0.019	1.222	0.039	1.409	0.069	1.584	0.110	1.756	0.167
8.5	0.697	0.004	0.826	0.007	0.945	0.013	1.051	0.020	1.260	0.040	1.452	0.071	1.632	0.114	1.810	0.172
9.0	0.718	0.004	0.850	0.008	0.972	0.013	1.082	0.020	1.296	0.042	1.494	0.073	1.680	0.117	1.863	0.177
9.5	0.737	0.004	0.873	0.008	0.999	0.013	1.111	0.021	1.332	0.043	1.535	0.075	1.726	0.120	1.914	0.182
10.0	0.756	0.004	0.896	0.008	1.025	0.014	1.140	0.021	1.366	0.044	1.575	0.077	1.771	0.123	1.963	0.187
10.5	0.775	0.004	0.918	0.008	1.050	0.014	1.168	0.022	1.400	0.045	1.614	0.079	1.814	0.127	2.012	0.191
11.0	0.793	0.004	0.939	0.008	1.075	0.014	1.196	0.022	1.433	0.046	1.652	0.081	1.857	0.130	2.059	0.196
12.0	0.829	0.004	0.981	0.009	1.122	0.015	1.249	0.023	1.497	0.048	1.725	0.085	1.940	0.135	2.151	0.205
13.0	0.862	0.005	1.021	0.009	1.168	0.016	1.300	0.024	1.558	0.050	1.796	0.088	2.019	0.141	2.239	0.213
14.0	0.895	0.005	1.060	0.010	1.212	0.016	1.349	0.025	1.617	0.052	1.863	0.091	2.095	0.146	2.323	0.221
15.0	0.926	0.005	1.097	0.010	1.255	0.017	1.396	0.026	1.673	0.054	1.929	0.095	2.168	0.151	2.405	0.229
16.0	0.957	0.005	1.133	0.010	1.296	0.017	1.442	0.027	1.728	0.055	1.992	0.098	2.240	0.156	2.484	0.236
17.0	0.986	0.005	1.168	0.010	1.336	0.018	1.487	0.028	1.781	0.057	2.053	0.101	2.308	0.161	2.560	0.243
18.0	1.015	0.005	1.202	0.011	1.375	0.019	1.530	0.028	1.833	0.059	2.113	0.104	2.375	0.166	2.634	0.251
19.0	1.043	0.006	1.234	0.011	1.412	0.019	1.572	0.029	1.883	0.060	2.171	0.107	2.441	0.170	2.706	0.257
20.0	1.070	0.006	1.266	0.011	1.449	0.020	1.612	0.030	1.932	0.062	2.227	0.109	2.504	0.175	2.777	0.264
22.0	1.122	0.006	1.328	0.012	1.520	0.020	1.691	0.032	2.026	0.065	2.336	0.115	2.626	0.183	2.912	0.279
24.0	1.172	0.006	1.387	0.012	1.587	0.021	1.766	0.033	2.117	0.068	2.440	0.120	2.743	0.191	3.042	0.287
26.0	1.220	0.007	1.444	0.013	1.652	0.022	1.838	0.034	2.203	0.071	2.539	0.125	2.855	0.199	3.166	0.301
28.0	1.266	0.007	1.499	0.013	1.715	0.023	1.908	0.036	2.286	0.073	2.635	0.129	2.963	0.207	3.285	0.312
30.0	1.310	0.007	1.551	0.014	1.775	0.024	1.975	0.037	2.366	0.076	2.728	0.134	3.067	0.214	3.401	0.323
32.0	1.353	0.007	1.602	0.014	1.833	0.025	2.040	0.038	2.444	0.078	2.817	0.138	3.167	0.221	3.512	0.334
34.0	1.395	0.008	1.651	0.015	1.889	0.025	2.102	0.039	2.519	0.081	2.904	0.143	3.265	0.228	3.620	0.344
36.0	1.435	0.008	1.699	0.015	1.944	0.026	2.163	0.040	2.592	0.083	2.988	0.147	3.359	0.234	3.725	0.354
38.0	1.474	0.008	1.746	0.016	1.997	0.027	2.223	0.041	2.663	0.085	3.070	0.151	3.451	0.241	3.827	0.364
40.0	1.513	0.008	1.791	0.016	2.049	0.028	2.280	0.042	2.732	0.088	3.150	0.155	3.541	0.247	3.927	0.373
45.0	1.604	0.009	1.900	0.017	2.174	0.029	2.419	0.045	2.898	0.093	3.341	0.164	3.756	0.262	4.165	0.396
50.0	1.691	0.009	2.003	0.018	2.291	0.031	2.550	0.047	3.055	0.098	3.522	0.173	3.959	0.276	4.390	0.418
55.0	1.774	0.010	2.100	0.019	2.403	0.032	2.674	0.050	3.204	0.103	3.693	0.181	4.152	0.290	4.605	0.438
60.0	1.853	0.010	2.194	0.020	2.510	0.034	2.793	0.052	3.347	0.107	3.858	0.189	4.337	0.302	4.809	0.457
65.0	1.928	0.010	2.283	0.021	2.612	0.035	2.907	0.054	3.483	0.112	4.015	0.197	4.514	0.315	5.006	0.476
70.0	2.001	0.011	2.369	0.021	2.711	0.037	3.017	0.056	3.615	0.116	4.167	0.205	4.684	0.327	5.195	0

(2) 陶管・鉄筋コンクリート管 (満管流時)

n=0.013

	100		150		200		250		300		350	
A (m ²)	0.007854		0.01767		0.03142		0.04909		0.07069		0.09621	
P (m)	0.3142		0.4712		0.6283		0.7854		0.9425		1.0996	
R (m)	0.0250		0.0375		0.0500		0.0625		0.0750		0.0875	
I (%)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)	V (m/s)	Q (m ³ /s)
1.0	0.208	0.002	0.273	0.005	0.330	0.010	0.383	0.019	0.433	0.031	0.479	0.046
1.2	0.228	0.002	0.299	0.005	0.362	0.011	0.420	0.021	0.474	0.034	0.525	0.051
1.4	0.216	0.002	0.322	0.006	0.391	0.012	0.453	0.022	0.512	0.036	0.567	0.055
1.6	0.263	0.002	0.345	0.006	0.418	0.013	0.485	0.024	0.547	0.039	0.606	0.058
1.8	0.279	0.002	0.366	0.006	0.443	0.014	0.514	0.025	0.580	0.041	0.643	0.062
2.0	0.294	0.002	0.385	0.007	0.467	0.015	0.542	0.027	0.612	0.043	0.678	0.065
2.2	0.308	0.002	0.401	0.007	0.490	0.015	0.568	0.028	0.642	0.045	0.711	0.068
2.4	0.322	0.003	0.422	0.007	0.511	0.016	0.593	0.029	0.670	0.047	0.743	0.071
2.6	0.335	0.003	0.439	0.008	0.532	0.017	0.618	0.030	0.698	0.049	0.773	0.074
2.8	0.348	0.003	0.456	0.008	0.552	0.017	0.641	0.031	0.724	0.051	0.802	0.077
3.0	0.360	0.003	0.472	0.008	0.572	0.018	0.664	0.033	0.749	0.053	0.830	0.080
3.5	0.389	0.003	0.510	0.009	0.618	0.019	0.717	0.035	0.809	0.057	0.897	0.086
4.0	0.416	0.003	0.545	0.010	0.660	0.021	0.766	0.038	0.865	0.061	0.959	0.092
4.5	0.441	0.003	0.578	0.010	0.700	0.022	0.813	0.040	0.918	0.065	1.017	0.098
5.0	0.465	0.004	0.609	0.011	0.738	0.023	0.857	0.042	0.967	0.068	1.072	0.103
5.5	0.438	0.004	0.639	0.011	0.774	0.024	0.898	0.044	1.015	0.072	1.124	0.108
6.0	0.509	0.004	0.668	0.012	0.809	0.025	0.938	0.046	1.060	0.075	1.174	0.113
6.5	0.530	0.004	0.695	0.012	0.842	0.026	0.977	0.048	1.103	0.078	1.222	0.118
7.0	0.550	0.004	0.721	0.013	0.873	0.027	1.014	0.050	1.145	0.081	1.268	0.122
7.5	0.570	0.004	0.746	0.013	0.904	0.028	1.049	0.052	1.185	0.084	1.313	0.126
8.0	0.588	0.005	0.771	0.014	0.934	0.029	1.084	0.053	1.224	0.086	1.356	0.130
8.5	0.606	0.005	0.795	0.014	0.963	0.030	1.117	0.055	1.261	0.089	1.398	0.134
9.0	0.624	0.005	0.818	0.014	0.990	0.031	1.149	0.056	1.298	0.092	1.438	0.138
9.5	0.641	0.005	0.840	0.015	1.018	0.032	1.181	0.058	1.333	0.094	1.478	0.142
10.0	0.658	0.005	0.862	0.015	1.044	0.033	1.211	0.059	1.368	0.097	1.516	0.146
11.0	0.690	0.005	0.904	0.016	1.095	0.031	1.271	0.062	1.435	0.101	1.590	0.153
12.0	0.720	0.006	0.944	0.017	1.144	0.036	1.327	0.065	1.499	0.106	1.661	0.160
13.0	0.750	0.006	0.983	0.017	1.190	0.037	1.381	0.068	1.560	0.110	1.729	0.166
14.0	0.778	0.006	1.020	0.018	1.235	0.039	1.433	0.070	1.619	0.114	1.794	0.173
15.0	0.805	0.006	1.055	0.019	1.279	0.040	1.484	0.073	1.675	0.118	1.857	0.179
16.0	0.832	0.007	1.090	0.019	1.321	0.041	1.532	0.075	1.730	0.122	1.918	0.185
17.0	0.858	0.007	1.124	0.020	1.361	0.043	1.580	0.078	1.784	0.126	1.977	0.190
18.0	0.882	0.007	1.156	0.020	1.401	0.044	1.625	0.080	1.835	0.130	2.034	0.196
19.0	0.907	0.007	1.183	0.021	1.439	0.045	1.670	0.082	1.886	0.133	2.090	0.201
20.0	0.930	0.007	1.219	0.022	1.476	0.046	1.713	0.084	1.935	0.137	2.144	0.206
21.0	0.953	0.007	1.249	0.022	1.513	0.048	1.756	0.086	1.982	0.140	2.197	0.211
22.0	0.976	0.008	1.278	0.023	1.549	0.049	1.797	0.088	2.029	0.143	2.249	0.216
23.0	0.997	0.008	1.307	0.023	1.583	0.050	1.837	0.090	2.075	0.147	2.299	0.221
24.0	1.019	0.008	1.335	0.024	1.617	0.051	1.877	0.092	2.119	0.150	2.349	0.226
25.0	1.040	0.008	1.363	0.024	1.651	0.052	1.915	0.094	2.163	0.153	2.397	0.231
26.0	1.060	0.008	1.390	0.025	1.683	0.053	1.953	0.096	2.206	0.156	2.445	0.235
27.0	1.081	0.008	1.416	0.025	1.715	0.054	1.991	0.098	2.248	0.159	2.491	0.240
28.0	1.101	0.009	1.442	0.025	1.747	0.055	2.027	0.100	2.289	0.162	2.537	0.244
29.0	1.120	0.009	1.468	0.026	1.778	0.056	2.063	0.101	2.330	0.165	2.582	0.248
30.0	1.139	0.009	1.493	0.026	1.808	0.057	2.098	0.103	2.370	0.168	2.626	0.253
32.0	1.176	0.009	1.542	0.027	1.868	0.059	2.167	0.106	2.447	0.173	2.712	0.261
34.0	1.213	0.010	1.589	0.028	1.925	0.060	2.234	0.110	2.523	0.178	2.796	0.269
36.0	1.248	0.010	1.635	0.029	1.981	0.062	2.299	0.113	2.596	0.183	2.877	0.277
38.0	1.282	0.010	1.680	0.030	2.035	0.064	2.362	0.116	2.667	0.189	2.955	0.284
40.0	1.315	0.010	1.724	0.030	2.088	0.066	2.423	0.119	2.736	0.193	3.032	0.292
42.0	1.348	0.011	1.766	0.031	2.140	0.067	2.483	0.122	2.804	0.198	3.107	0.299
44.0	1.380	0.011	1.808	0.032	2.190	0.069	2.541	0.125	2.870	0.203	3.180	0.306
46.0	1.441	0.011	1.848	0.033	2.239	0.070	2.598	0.128	2.934	0.207	3.252	0.313
48.0	1.441	0.011	1.888	0.033	2.287	0.072	2.654	0.130	2.997	0.212	3.322	0.320
50.0	1.471	0.012	1.927	0.034	2.334	0.073	2.709	0.133	3.059	0.216	3.390	0.326
55.0	1.542	0.012	2.021	0.036	2.448	0.077	2.841	0.139	3.208	0.227	3.556	0.342
60.0	1.611	0.013	2.111	0.037	2.557	0.080	2.967	0.146	3.351	0.237	3.714	0.357
65.0	1.677	0.013	2.197	0.039	2.662	0.084	3.089	0.152	3.488	0.247	3.865	0.372
70.0	1.740	0.014	2.280	0.040	2.762	0.087	3.205	0.157	3.619	0.256	4.011	0.386
75.0	1.801	0.014	2.360	0.042	2.859	0.090	3.318	0.163	3.747	0.265	4.152	0.399
80.0	1.860	0.015	2.438	0.043	2.953	0.093	3.427	0.168	3.869	0.274	4.288	0.413
85.0	1.917	0.015	2.513	0.044	3.044	0.096	3.532	0.173	3.988	0.282	4.420	0.425
90.0	1.973	0.015	2.585	0.046	3.132	0.098	3.634	0.178	4.104	0.290	4.548	0.438
95.0	2.027	0.016	2.656	0.047	3.218	0.101	3.734	0.183	4.217	0.298	4.673	0.450
100.0	2.080	0.016	2.725	0.048	3.301	0.104	3.831	0.188	4.326	0.306	4.794	0.461
105.0	2.131	0.017	2.793	0.049	3.383	0.106	3.926	0.193	4.433	0.313	4.913	0.473
110.0	2.181	0.017	2.858	0.051	3.463	0.109	4.018	0.197	4.537	0.321	5.028	0.484
115.0	2.230	0.018	2.923	0.052	3.540	0.111	4.108	0.202	4.639	0.328	5.141	0.495
120.0	2.278	0.018	2.985	0.053	3.617	0.114	4.197	0.206	4.739	0.335	5.252	0.505
125.0	2.325	0.018	3.047	0.054	3.691	0.116	4.283	0.210	4.837	0.342	5.360	0.516
130.0	2.371	0.019	3.107	0.055	3.764	0.118	4.368	0.214	4.933	0.349	5.466	0.526
135.0	2.416	0.019	3.166	0.056	3.836	0.121	4.451	0.219	5.026	0.355	5.571	0.536
140.0	2.461	0.019	3.225	0.057	3.906	0.123	4.533	0.223	5.119	0.362	5.673	0.546
145.0	2.504	0.020	3.282	0.058	3.975	0.125	4.613	0.226	5.209	0.368	5.773	0.555
150.0	2.547	0.020	3.338	0.059	4.043	0.127	4.692	0.230	5.298	0.375	5.872	0.565
160.0	2.631	0.021	3.447	0.061	4.176	0.131	4.846	0.238	5.472	0.387	6.064	0.583
170.0	2.712	0.021	3.553	0.063	4.305	0.135	4.995	0.245	5.641	0.399	6.251	0.601
180.0	2.790	0.022	3.656	0.065	4.429	0.139	5.140	0.252	5.804	0.410	6.432	0.619
190.0	2.867	0.023	3.757	0.066	4.551	0.143	5.281	0.259	5.963	0.422	6.609	0.636
200.0	2.941	0.023	3.854	0.068	4.669	0.147	5.418	0.266	6.118	0.432	6.780	0.652

(3) U形側溝 (8割水深時)

n=0.013

	150		180		240		300A		300B		300C	
A (m ²)	0.01675		0.02375		0.04223		0.05097		0.06421		0.07746	
P (m)	0.3544		0.4152		0.5615		0.6026		0.6983		0.7941	
R (m)	0.0473		0.0572		0.0752		0.0846		0.0920		0.0975	
I (%o)	V	Q	V	Q	V	Q	V	Q	V	Q	V	Q
	(m/s)	(m ³ /s)	(m/s)	(m ³ /s)	(m/s)	(m ³ /s)	(m/s)	(m ³ /s)	(m/s)	(m ³ /s)	(m/s)	(m ³ /s)
1.0	0.318	0.005	0.361	0.009	0.433	0.018	0.469	0.024	0.496	0.032	0.515	0.040
1.1	0.334	0.006	0.379	0.009	0.455	0.019	0.492	0.025	0.520	0.033	0.540	0.042
1.2	0.349	0.006	0.369	0.009	0.475	0.020	0.514	0.026	0.543	0.035	0.564	0.044
1.3	0.363	0.006	0.412	0.010	0.494	0.021	0.534	0.027	0.565	0.036	0.588	0.046
1.4	0.376	0.006	0.427	0.010	0.513	0.022	0.555	0.028	0.587	0.038	0.610	0.047
1.5	0.390	0.007	0.442	0.011	0.531	0.022	0.574	0.029	0.607	0.039	0.631	0.049
1.6	0.402	0.007	0.457	0.011	0.548	0.023	0.593	0.030	0.627	0.040	0.652	0.050
1.7	0.415	0.007	0.471	0.011	0.565	0.024	0.611	0.031	0.646	0.042	0.672	0.052
1.8	0.427	0.007	0.484	0.012	0.581	0.025	0.629	0.032	0.665	0.043	0.691	0.054
1.9	0.439	0.007	0.498	0.012	0.597	0.025	0.646	0.033	0.683	0.044	0.710	0.055
2.0	0.450	0.008	0.511	0.012	0.613	0.026	0.663	0.034	0.701	0.045	0.729	0.056
2.1	0.461	0.008	0.523	0.012	0.628	0.027	0.679	0.035	0.718	0.046	0.747	0.058
2.2	0.472	0.008	0.536	0.013	0.643	0.027	0.695	0.035	0.735	0.047	0.764	0.059
2.3	0.482	0.008	0.548	0.013	0.657	0.028	0.711	0.036	0.752	0.048	0.781	0.061
2.4	0.493	0.008	0.559	0.013	0.671	0.028	0.726	0.037	0.768	0.049	0.798	0.062
2.5	0.503	0.008	0.571	0.014	0.685	0.029	0.741	0.038	0.784	0.050	0.815	0.063
2.6	0.513	0.009	0.582	0.014	0.699	0.030	0.756	0.039	0.799	0.051	0.831	0.064
2.7	0.523	0.009	0.593	0.014	0.712	0.030	0.770	0.039	0.815	0.052	0.847	0.066
2.8	0.532	0.009	0.604	0.014	0.725	0.031	0.784	0.040	0.830	0.053	0.862	0.067
2.9	0.542	0.009	0.615	0.015	0.738	0.031	0.798	0.041	0.844	0.054	0.878	0.068
3.0	0.551	0.009	0.625	0.015	0.751	0.032	0.812	0.041	0.859	0.055	0.893	0.069
3.2	0.569	0.010	0.646	0.015	0.775	0.033	0.839	0.043	0.887	0.057	0.922	0.071
3.4	0.587	0.010	0.666	0.016	0.799	0.034	0.864	0.044	0.914	0.059	0.950	0.074
3.6	0.604	0.010	0.685	0.016	0.822	0.035	0.889	0.045	0.941	0.060	0.978	0.076
3.8	0.620	0.010	0.704	0.017	0.845	0.036	0.914	0.047	0.966	0.062	1.005	0.078
4.0	0.636	0.011	0.722	0.017	0.867	0.037	0.938	0.048	0.991	0.064	1.031	0.080
4.2	0.652	0.011	0.740	0.018	0.888	0.038	0.961	0.049	1.016	0.065	1.056	0.082
4.4	0.667	0.011	0.757	0.018	0.909	0.038	0.983	0.050	1.040	0.067	1.081	0.084
4.6	0.682	0.011	0.775	0.018	0.929	0.039	1.005	0.051	1.063	0.068	1.105	0.086
4.8	0.697	0.012	0.791	0.019	0.949	0.040	1.027	0.052	1.086	0.070	1.129	0.087
5.0	0.711	0.012	0.807	0.019	0.969	0.041	1.048	0.053	1.108	0.071	1.152	0.089
5.5	0.746	0.012	0.847	0.020	1.016	0.043	1.099	0.056	1.163	0.075	1.208	0.094
6.0	0.779	0.013	0.885	0.021	1.062	0.045	1.148	0.059	1.214	0.078	1.262	0.098
6.5	0.811	0.014	0.921	0.022	1.105	0.047	1.195	0.061	1.264	0.081	1.314	0.102
7.0	0.842	0.014	0.955	0.023	1.147	0.048	1.240	0.063	1.312	0.084	1.363	0.106
7.5	0.871	0.015	0.989	0.023	1.187	0.050	1.284	0.065	1.358	0.087	1.411	0.109
8.0	0.900	0.015	1.021	0.024	1.226	0.052	1.326	0.068	1.402	0.090	1.457	0.113
8.5	0.928	0.016	1.053	0.025	1.264	0.053	1.367	0.070	1.445	0.093	1.502	0.116
9.0	0.954	0.016	1.083	0.026	1.300	0.055	1.406	0.072	1.487	0.095	1.546	0.120
9.5	0.981	0.016	1.113	0.026	1.336	0.056	1.445	0.074	1.528	0.098	1.588	0.123
10.0	1.006	0.017	1.142	0.027	1.370	0.058	1.482	0.076	1.568	0.101	1.630	0.126
11.0	1.055	0.018	1.198	0.028	1.437	0.061	1.555	0.079	1.644	0.106	1.709	0.132
12.0	1.102	0.018	1.251	0.030	1.501	0.063	1.624	0.083	1.717	0.110	1.785	0.138
13.0	1.147	0.019	1.302	0.031	1.563	0.066	1.690	0.086	1.787	0.115	1.858	0.144
14.0	1.190	0.020	1.351	0.032	1.622	0.068	1.754	0.089	1.855	0.119	1.928	0.149
15.0	1.232	0.021	1.399	0.033	1.678	0.071	1.816	0.093	1.920	0.123	1.996	0.155
16.0	1.273	0.021	1.444	0.034	1.734	0.073	1.875	0.096	1.983	0.127	2.061	0.160
17.0	1.312	0.022	1.489	0.035	1.787	0.075	1.933	0.099	2.044	0.131	2.125	0.165
18.0	1.350	0.023	1.532	0.036	1.839	0.078	1.989	0.101	2.103	0.135	2.186	0.169
19.0	1.387	0.023	1.574	0.037	1.889	0.080	2.043	0.104	2.161	0.139	2.246	0.174
20.0	1.423	0.024	1.615	0.038	1.938	0.082	2.096	0.107	2.217	0.142	2.304	0.179
21.0	1.458	0.024	1.655	0.039	1.986	0.084	2.148	0.109	2.272	0.146	2.361	0.183
22.0	1.492	0.025	1.694	0.040	2.033	0.086	2.199	0.112	2.325	0.149	2.417	0.187
23.0	1.526	0.026	1.732	0.041	2.078	0.088	2.248	0.115	2.377	0.153	2.471	0.191
24.0	1.559	0.026	1.769	0.042	2.123	0.090	2.297	0.117	2.429	0.156	2.524	0.196
25.0	1.591	0.027	1.806	0.043	2.167	0.092	2.344	0.119	2.479	0.159	2.576	0.200
26.0	1.622	0.027	1.841	0.044	2.210	0.093	2.390	0.122	2.528	0.162	2.628	0.204
27.0	1.653	0.028	1.876	0.045	2.252	0.095	2.436	0.124	2.576	0.165	2.678	0.207
28.0	1.683	0.028	1.911	0.045	2.293	0.097	2.481	0.126	2.623	0.168	2.727	0.211
29.0	1.713	0.029	1.945	0.046	2.334	0.099	2.524	0.129	2.670	0.171	2.775	0.215
30.0	1.743	0.029	1.978	0.047	2.374	0.100	2.568	0.131	2.715	0.174	2.822	0.219
32.0	1.800	0.030	2.043	0.049	2.452	0.104	2.652	0.135	2.804	0.180	2.915	0.226
34.0	1.855	0.031	2.106	0.050	2.527	0.107	2.733	0.139	2.891	0.186	3.005	0.233
36.0	1.909	0.032	2.167	0.051	2.600	0.110	2.813	0.143	2.974	0.191	3.092	0.239
38.0	1.961	0.033	2.226	0.053	2.672	0.113	2.890	0.147	3.056	0.196	3.177	0.246
40.0	2.012	0.034	2.284	0.054	2.741	0.116	2.965	0.151	3.135	0.201	3.259	0.252
42.0	2.062	0.035	2.340	0.056	2.809	0.119	3.038	0.155	3.213	0.206	3.340	0.259
44.0	2.110	0.035	2.395	0.057	2.875	0.121	3.110	0.158	3.288	0.211	3.418	0.265
46.0	2.158	0.036	2.449	0.058	2.939	0.124	3.179	0.162	3.362	0.216	3.495	0.271
48.0	2.204	0.037	2.459	0.059	3.003	0.127	3.248	0.166	3.435	0.221	3.570	0.277
50.0	2.250	0.038	2.554	0.061	3.064	0.129	3.315	0.169	3.505	0.225	3.644	0.282
55.0	2.359	0.040	2.678	0.064	3.214	0.136	3.477	0.177	3.676	0.236	3.822	0.296
60.0	2.464	0.041	2.797	0.066	3.357	0.142	3.631	0.185	3.840	0.247	3.991	0.309
65.0	2.565	0.043	2.911	0.069	3.494	0.148	3.779	0.193	3.997	0.257	4.154	0.322
70.0	2.662	0.045	3.021	0.072	3.626	0.153	3.922	0.200	4.148	0.266	4.311	0.334
75.0	2.755	0.046	3.127	0.074	3.753	0.158	4.060	0.207	4.293	0.276	4.463	0.346
80.0	2.846	0.048	3.230	0.077	3.876	0.164	4.193	0.214	4.434	0.285	4.609	0.357
85.0	2.933	0.049	3.329	0.079	3.996	0.169	4.322	0.220	4.570	0.293	4.751	0.368
90.0	3.018	0.051	3.426	0.081	4.111	0.174	4.447	0.227	4.703	0.302	4.889	0.379
95.0	3.101	0.052	3.520	0.084	4.221	0.178	4.569	0.233	4.832	0.310	5.023	0.389
100.0	3.181	0.053	3.611	0.086	4.334	0.183	4.688	0.239	4.957	0.318	5.153	0.399

7. 規格等一覧

番 号	名 称	制 定			改 正		
	管きよ・継手類 (プラスチック管)						
JIS K 6741	硬質塩化ビニル管	S29.	7.	20	H19.	3.	20
JIS K 6739	排水用硬質塩化ビニル管継手	S47.	2.	1	H19.	3.	20
JSWAS K-1	下水道用硬質塩化ビニル管	S49.	6.	25	H22.	3.	1
JSWAS K-3	下水道用硬質塩化ビニル卵形管	S59.	10.	1	—		
JSWAS K-13	下水道用リブ付硬質塩化ビニル管	H11.	4.	1	H15.	2.	1
JSWAS K-14	下水道用ポリエチレン管	H12.	12.	1	—		
JSWAS K-15	下水道用リブ付ポリエチレン管	H13.	5.	1	—		
JSWAS K-16	下水道用内挿用強化プラスチック複合管	H16.	1.	1	H25.	10.	1
AS38	屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手 (VU 継手)	S61.	5.		—		
JIS A 5350	強化プラスチック複合管	S59.	9.	1	H18.	7.	20
JSWAS K-2	下水道用強化プラスチック複合管 (鉄筋コンクリート管)	S49.	12.	25	H25.	10.	1
JIS A 5371	プレキャスト無筋コンクリート製品	S12.	7.	20	H28.	4.	20
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	S12.	7.	20	H28.	4.	20
JIS A 5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品	S12.	7.	20	H28.	4.	20
JSWAS A-1	下水道用鉄筋コンクリート管	S44.	12.	1	H23.	12.	1
JSWAS A-5	下水道用鉄筋コンクリート卵形管 (陶管)	S60.	7.	1	—		
JIS R 1201	陶管	S25.	3.	16	H23.	10.	20
JSWAS R-1	下水道用陶製卵形管	S60.	7.	1	—		
JSWAS R-2	下水道用陶管 (铸铁管)	S62.	4.	1	—		
JIS G 5525	排水用铸铁管	S34.	10.	1	H12.	3.	20
JIS G 5526	ダグタイル铸铁管	S49.	3.	1	H26.	11.	20
JIS G 5527	ダグタイル铸铁异形管	S49.	3.	1	H26.	11.	20
JSWAS G-1	下水道用ダグタイル铸铁管 (钢管)	S59.	10.	1	H28.	2.	1
JIS G 3442	水配管用亜鉛めっき钢管	S32.	10.	30	H27.	5.	20
JIS G 3452	配管用炭素鋼管	S37.	3.	1	H26.	5.	20
WSP 032	排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管	S51.	7.	5	H18.	10.	24
JIS B 2301	ねじ込み式可鍛铸铁製管継手	S25.	3.	30	H25.	11.	20
JIS B 2302	ねじ込み式钢管製管継手	S25.	3.	30	H25.	11.	20
JIS B 2303	ねじ込み式排水管継手 (鉛管)	S34.	2.	17	H7.	2.	1
JIS H 4311	一般工業用鉛及び鉛合金管	S27.	3.	8	H18.	3.	25
SHASE S203	排水・通気用鉛管 (銅管)	H6.	3.		H22.		
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	S52.	5.	1	H22.	10.	22
JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	S54.	6.	1	H13.	3.	20
JCDA 0001	銅及び銅合金の管継手	S50.	10.	1	H24.	3.	1

番 号	名 称	制 定			改 正		
	(ます, マンホール)						
JSWAS K-7	下水道用硬質塩化ビニル製ます	H8.	4.	1	H20.	3.	31
JSWAS K-8	下水道用ポリプロピレン製ます	H8.	4.	1	H20.	4.	18
JSWAS K-9	下水道用塩化ビニル製小型マンホール (ふた類)	H8.	4.	1	H20.	3.	31
JIS A 5506	下水道用マンホールふた	S33.	3.	29	H19.	3.	20
SHASE S209	マンホールおよび格子ふた	S47.			H21.		
JSWAS G-3	下水道用鋳鉄製防護ふた	H8.	4.	1	H17	7.	1
	配管付属品 (ポンプ)						
JIS B 8325	設備排水用水中モーターポンプ (弁類)	S43.	8.	1	H23.	9.	20
JIS B 2011	青銅弁	S26.	6.	26	H23.	6.	20
JIS B 2031	ねずみ鋳鉄弁	S33.	3.	29	H27.	1.	20
	施工材料 (接合材料)						
JIS K 6353	水道用ゴム	S28.	3.	28	H23.	3.	22
JWWA A 101	水道用ゴム硬質塩化ビニル管の接着材	S33.	1.	30		—	
JIS R 5210	ポルトランドセメント	S25.	7.	17	H21.	11.	20
JIS H 2105	鉛地金 (施工材料)	S25.	3.	10	S30.	7.	22
JIS A 5308	レデーミクストコンクリート	S28.	11.	7	H24.	3.	20
JIS A 6201	コンクリート用フライアッシュ	S33.	3.	3	H27.	3.	20
JIS A 5001	道路用碎石	S27.	10.	23	H20.	3.	20
JIS A 5003	石材	S34.	8.	1	H7.	2.	1
JIS A 5005	コンクリート用碎石及び碎石	S36.	3.	1	H21.	3.	20
JIS A 5006	割ぐり石	S36.	7.	1	H7.	2.	1
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	S39.	7.	1	H22.	2.	22
JIS G 3117	鉄筋コンクリート再生棒鋼	S44.	9.	1	S62.	3.	1
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	S27.	11.	25	H27.	8.	20
JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材 (雨水排除)	S27.	11.	15	H27.	8.	20
JIS A 5522	ルーフトレン (ろく屋根用)	S50.	4.	1			
JIS A 5706	硬質塩化ビニル雨どい	S42.	2.	1	H18.	3.	25
JIS A 6202	コンクリート用膨張材	S55.	3.	1	H20.	3.	20
JIS A 6204	コンクリート用化学混和剤	S57.	12.	1	H23.	12.	20
	試験方法						
JIS A 0101	土木製図通則	S33.	5.	30	H22.	8.	28
JIS A 0150	建築製図通則	S33.	5.	31	H11.	7.	9

番 号	名 称	制 定			改 正		
JIS B 0011-1	配管の簡略図示方法第 1 部	H10.	1.	20	—		
JIS B 0011-2	配管の簡略図示方法第 2 部	H10.	1.	20	—		
JIS B 0011-3	配管の簡略図示方法第 3 部	H10.	1.	20	—		
SHASE S001	図示記号 衛生器具	S37.	2.		H17.		
JIS A 4002	床排水トラップ	S43.	1.	1	—		
JIS A 4401	洗面化粧ユニット類	S48.	7.	1	H17.	11.	20
JIS A 4410	住宅用複合サニタリーユニット	S51.	3.	1	H17.	11.	20
JIS A 0017	キッチン設備の寸法	S55.	2.	1	H10.	8.	20
JIS A 4413	住宅用配管ユニット	S51.	3.	1	H18.	8.	20
JIS A 4416	住宅用浴室ユニット	S55.	2.	1	H17.	11.	20
JIS A 4417	住宅用便所ユニット	S55.	2.	1	H17.	11.	20
JIS A 4418	住宅用洗面所ユニット	S55.	2.	1	H17.	11.	20
JIS A 4420	キッチン設備の構成材	S56.	3.	1	H17.	11.	20
JIS A 4421	設備ユニット用排水器具	S56.	3.	1	H3.	10.	1
JIS A 5207	衛生陶器	S28.	10.	2	H26.	12.	22
JIS B 2061	給水栓	S25.	12.	15	H25.	2.	20
JIS A 5532	浴槽	S45.	9.	1	H23.	1.	28
JIS A 5712	ガラス繊維強化ポリエステル洗い場付浴そう 基準標準等	S54.	1.	1	H21.	2.	20
SHASE S010	空気調和・衛生設備工事標準仕様書	S61.			H25.	10.	31
SHASE S206	給排水衛生設備規準・同解説	S42.			H21.	6.	25
SHASE S217	グリース阻集器	H3.	2.		H28.	7.	15
SHASE S221	オイル阻集器	H11.			H24.		

注 JIS：日本工業規格，JWWA：日本水道協会規格，JSWAS：日本下水道協会規格，SHASE：空気調和・衛生工学
会規格，AS：塩化ビニル管・継手協会規格，WSP：日本水道鋼管協会，JCDA：日本銅センター規格

8. 用語の説明

【あ行】

あふれ縁

衛生器具又はその他の水使用機器の場合はその上縁において、タンク類の場合はオーバーフロー口において水があふれ出る部分の最下端をいう。

インバート

下水の流下を円滑にするため、ます及びマンホール等の底部に設けた凹形の導水路をいう。

雨水管

雨水を排除するための管をいう。

雨水立て管

ルーフドレンや雨どいからの雨水を雨水ます等へ導く、鉛直又は鉛直と45°以内の角度で設ける管をいう。

雨水ます

雨水管の会合点、中間点及び屈曲する箇所にはけるますで、下水道施設へ土砂が流入することを防止するため、ます底部に泥だめを設けたものをいう。

衛生器具

水を供給するために、液体もしくは洗浄されるべき汚物を受け入れるために、又はそれを排出するために設けられた給水器具・水受け容器・排水器具及び付属品をいう。

汚水

一般家庭、事務所、事業所(耕作の事業を除く。)、工場等からの生活、営業及び生産の活動による排水をいう。ただし、屋内排水設備では、「雑排水」と区分して、し尿を含んだ排水を「汚水」という。

汚水管

汚水を排除するための管をいう。

汚水ます

汚水管の会合点、中間点及び屈曲する箇所にはけるますで、汚水が円滑に流下するよう半円状のインバートを設けたものをいう。

オフセット

配管経路を平行移動する目的で、エルボ又はベンド継手で構成されている移行部分をいう。

【か行】

返し通気管

器具の通気管を、その器具のあふれ縁より高い位置に一度立ち上げそれから折り返して立ち下げ、その器具排水管が他の排水管と合わさる直前の横走部へ接続するか、又は床下を横走りして通気立て管へ接続するものをいう。(器具の通気管を、その器具のあふれ縁より高い位置に立ち上げたまま通気立て管に接続できないような場合に用いられる。)

各個通気管

1個のトラップを通気するため、トラップの下流から取り出し、その器具よりも上方で通気系統へ接続するか、又は大気中に開口するように設けた通気管をいう。

合併槽

汚水及び雑排水を合わせて貯留するための排水槽をいう。

管きょ延長

管路延長からマンホール(ます)の内のり寸法を除いた延長をいう。

間接排水

食品関係、洗濯関係及び医療関係の機器等は、排水管の詰まりなどにより排水が逆流したとき衛生上危険な状態になることがある。また、トラップの封水が破れたとき有害なガス等が侵入することがあるので、これらの排水は、排水管と直結して排出することをせず、一度、大気中に開放して、所要の排水空間をとって、間接排水用の水受け容器に排出させる。このような排水方法を間接排水という。

管頂接合

上流管と下流管の管頂(内面上端)を一致させる接合をいう。

管中心接合

上流管と下流管の管中心を一致させる接合をいう。

管底高

水準基準面から管の内面下端までの高さをいう。

管底接合

上流管と下流管の管底を一致させる接合をいう。

管路延長

マンホール(ます)とマンホール(ます)の中心間の距離をいう。

器具排水管

衛生器具に付属又は内蔵するトラップに接続する排水管で、トラップから他の排水管までの間の管をいう。

器具排水負荷単位による方法(器具単位法)

屋内排水設備の排水管、通気管及び雨水管の管径決定法の一つで、ある器具の排水量を標準器具(洗面器)排水量(28.5ℓ/分)で除し、それに器具の同時使用率、器具の種別による使用頻度、使用者の種類などを考慮し、洗面器の単位を1として定めた単位を用いて管径を決定する方法をいう。

供用開始の公示

公共下水道管理者が下水を排除することができる地域について、あらかじめその供用を開始すべき年月日等の公示を行うことをいう。

供用通気管

背中合わせ、又は並列に設置した衛生器具の器具排水管の交点に接続して立ち上げ、その両器具のトラップの封水を保護する1本の通気管をいう。

計画下水量

下水道の施設の容量を定めるために用いる下水量をいい、計画汚水量及び計画雨水量がある。

計画時間最大汚水量

計画の目標年次において、1時間当たりの汚水流出量として最大となる計画圧汚水量をいい、地下水量及び工場排水量を含む。管路、ポンプ場等の計画に用いる。

下水

汚水及び雨水を総称していう。

下水道

下水を排除するために設ける、管きよ、その他の排水施設と、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設(浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設の総体を言う。(下水道法第2条第2号(P.187)参照。)

結合通気管

排水立て管内の圧力変化を防止または緩和するために排水立て管から分岐して立ち上げ、通気立て管へ接続する通気管をいう。

降雨強度

目的とする時間(5、10、15、60分等)当たりの降雨量を1時間当たりの降雨量(mm)に換算したものをいう。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道をいう。(下水道法第2条第3号(P. 187)参照。)

工場・事業場排水

工場・事業場の生活活動により生じた排水で、これらの中には、そのまま排出されると、下水道施設の機能低下又は損傷あるいは処理場からの放流水の水質を悪化させたりするものがある。これらの排水を、一般の排水と区別して工場・事業場排水という。

合理式

降雨強度曲線を選定し、降雨の継続時間、流達時間等を吟味して計画雨水量を算出する式をいう。

合流管

汚水と雨水を合わせて排除するための管をいう。

合流式

汚水及び雨水を同一の管きよで排除する方式をいう。

小型マンホール

点検及び清掃用具機器の搬出入に用いる内径60～30cmのマンホール。材質としては、鉄筋コンクリート製、レジンコンクリート製、硬質塩化ビニル製がある。近年、維持管理器具の小型化等と相まってコスト縮減施策として将来延伸が見込まれない管きよの起点や中間点等に採用が多くなっている。

【さ行】

サイホン作用

トラップ封水がサイホンの原理により流下することをいう。器具自身の排水によって生ずる自己サイホン作用と、他の器具の封水による負圧によって生ずる誘導サイホン作用がある。

雑排水

ちゅう房その他の設備から排除されるし尿を含まない排水をいう。

実験式

計画雨水量を算出するための経験公式をいう。

指定工事店制度

排水設備の設置に際し、構造等の技術上の基準を確保するために地方公共団体が条例によって排水設備に関する工事の設計及び施工を行う工事店を指定する制度をいい、この工事店には一定の資格を有する責任技術者が専属していなければならないとされている。

湿り通気管

2個以上のトラップを保護するため、器具排水管と通気管を兼用する部分をいう。

受託制度

公共下水道管理者が、排水設備の設置義務者から工事を受託し、自ら行う制度をいう。

浄化槽

便所と連結してし尿、又はし尿と雑排水とを処理する設備又は施設をいう。この浄化槽は下水を微生物の働きによって腐敗及び酸化分解し衛生的に無害な水にして放流する。

除害施設

工場や事業場からの排水のうち、下水道の施設の機能を低下又は損傷したり、処理場からの放流水の水質を悪化させるおそれのあるものを処理する施設をいう。

処理区域

公共下水道により下水を排除することができる地域のうち、排除された下水を終末処理場により処理を開始することができる旨公示された区域をいう。

伸頂通気管

最上部の排水横管が排水立て管に接続した点よりもさらに上方へその排水立て管を立ち上げこれを通気管に使用する部分をいう。

浸透管（浸透トレンチ）

掘削した溝に砕石を充填し、さらにこの中に浸透ますと連結された有孔管等を設置することにより雨水を導き、砕石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。

浸透側溝

側溝の周辺を砕石で充填し、雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。

浸透性平板（浸透性ブロック）

透水性のコンクリート平板及び目地を通して雨水を地中へ浸透させる機能をもつ舗装をいう。

浸透ます

透水性のますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。

浸透マンホール

底面や側面に有孔があるものや透水性の空隙を有するもので、浸透ますより規模の大きい施設をいう。

水 封

トラップに水を蓄えて、排水管などからの臭気・下水ガス・衛生害虫などが室内に侵入するのを防止することをいう。

水面接合

上流管と下流管の計画水位を水理学的に一致させる接合をいう。

水理特性曲線

管渠内の流水状態は、断面の形状や水深の程度に応じて、流速及び流量が変化する。この関係を表した曲線をいう。

節水形便器

洗浄、排水、封水などの機能を維持しながら1回当たりの使用洗浄水量を減らして節水を図った便器をいう。

設置義務者

公共下水道の供用が開始されると、当該地域の建物の所有者、土地の所有者、公共施設の管理者等は、排水設備を設置しなければならない。これらの所有者や管理者を設置義務者という。

掃除口

屋内排水管の詰まり、あるいは流れが悪くなった場合、管内を容易に掃除できるように適切な位置に、また屋外排水管の会合点や屈曲点等でますを設置することが困難な場合、排水管の保守点検を容易にするための開閉口をいう。

阻集器

排水中に含まれる有害・危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、収集して、残りの水液のみを自然流下により排水できる形状・構造をもった器具又は装置をいう。

側 溝

道路の側方に設置し、路面の雨水をますに導く開きよをいう。

【た行】

対策降雨処理能力

雨水を排除することが可能な時間当りの降雨量をいう。

宅地内最終ます

宅地内等からの排水を、公共下水道に取り入れるますで、原則として同一敷地内に汚水・雨水ますを1カ所とし、官民境界より1m以内の私有地に設置するとともに維持管理に支障のない場所とする。

段差接合

上流管と下流管の管底に段差を設ける接合をいう。

通 気

排水系統において、排水を円滑にし、かつ排水によって生ずる気圧変動からトラップの封水を保護する目的で空気を流通させること、又はタンク類において水位変化によって生ずる気圧変動を調整する目的で空気を流通させることをいう。

通気管

排水系統又はタンク類において通気のために設ける管をいう。

通気立て管

排水系統のいずれの箇所も空気の循環が円滑に行われるように設けられた縦の通気管をいう。

通気主管（通気ヘッダ）

通気立て管及び伸頂通気管を大気中に開口する前に、これらの管を1本にまとめた管寄せ部分をいう。

定常流量法

屋内排水設備の排水管、通気管及び雨水管の管径決定法の一つで、衛生器具の使用頻度と器具排水特性による排水管の負荷の変動を正確に把握し、統計的手法により負荷流量を予測し、管径の決定をする方法である。

ディスポーザ

野菜くず等の生ごみを水とともに破砕するための装置。ディスポーザを用いた方式には、生ごみを破砕して水と一緒に直接下水道に流し込む「ディスポーザを単体で使用する」と生ごみをディスポーザで破砕後、排水処理部で処理し下水道へ接続する「ディスポーザ排水処理システム」がある。

透水性シート

浸透施設設置のため掘削した地山と砕石との間又は浸透製品との境に設置するもので腐食しにくい化学繊維等でできているシートをいう。

土かぶり

地表面から、埋設する管きよの天端までの深さをいう。

トラップ

水封の機能によって排水管又は公共下水道からガス、臭気、衛生害虫などが排水管及び器具を経て屋内に侵入するのを阻止するために設ける器具又は装置をいう。また衛生器具等の器具に接続して設けるトラップを器具トラップという。

トラップます

衛生器具には原則として器具トラップを設けることとされているが、既設の衛生器具等において、トラップの取り付けが困難な場合、食堂・生鮮食料品取扱所で残渣物が排水に混入し、公共下水道に支障をきたすおそれのある場合、合流式下水道において雨水排水系統からの臭気の発散を阻止する場合等に設けるトラップを有するますをいう。

トラップのウエア

トラップ下流のあふれ面の下端をいう。

取付け管

汚水ます又は雨水ますと下水道本管とを接続するために布設する管をいう。

泥だめ

下水道施設へ土砂が流入することを防止するため、雨水ますの底部を取付管の管低より低くして土砂等がたまるようにしたものをいう。泥だめ深さは通常 15cm 以上とする。

ドロップます

屋外排水設備に用いるますのうち、上流・下流の排水管の落差が大きいか所に設けるますをいう。

【な行】

逃し通気管

排水・通気両系統間の空気の流通を円滑にするために設ける通気管をいう。

二重トラップ

汚水の流れの方向に直列に2個以上のトラップを設け、その間に有効な通気管がない場合をいい、器具トラップを有する排水管をトラップますのトラップ部に接続するような誤った例を指す。

【は行】

排水

不用となり、施設の外に排出する水をいう。ただし、屋内排水設備では、「雨水」と区分して建物内で生じるし尿を含む排水及び雑排水等を「排水」という。

排水管

排水設備における排水管とは、衛生器具、医療器具、製造機器等及び敷地等からの下水を公共下水道へ排水する管をいう。ただし、屋内排水設備では、汚水及び雑排水を排水する管を雨水管と区分して「排水管」という。

排水口空間

排水系統に直結している器具もしくは水受け容器のあふれ縁、又は排水を受ける床面と間接排水管の管端との間の垂直距離をいう。

排除方式

下水を排除するための方式をいい、分流式と合流式とがある。

排水設備

排水を公共下水道に流入させるために設ける、建物また敷地内等の排水管きよ及び付帯設備の総称をいう。

排水槽

地階の排水又は低位の排水が自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合、排水をポンプで揚水して排出するため一時貯留する槽をいう。

排水立て管

器具排水管や排水横枝管からの排水を排水横主管へ導く鉛直又は鉛直と45°以内の角度で設ける管をいう。

排水横枝管

器具排水管から排水を、排水立て管又は排水横主管へ導く横管をいう。

排水横主管

排水横枝管及び排水立て管からの排水をまとめて敷地排水管（屋外排水設備）へ導く横管をいう。

必要通気量

排水系統に障害を起こさないために、通気管に流すことが必要とされる空気量をいう。

封水

排水管などからの臭気・下水ガス、衛生害虫などが室内に侵入するのを阻止するため、トラップ内に保持する水をいう。

封水強度

排水管内に正圧又は負圧が生じたときのトラップの封水保持能力をいう。

副管

管きよの接合が段差接合（通常、0.6m以上）となる場合、マンホールの底部の洗掘を防ぎ汚水の飛散を防止するために設ける管をいう。これにより、マンホール内での作業が容易になる。

分流式

汚水及び雨水を、それぞれ別の管きよで排除する方式をいう。

分離ます

ポンプ設備の保護、又は処理施設の負荷量を軽減するため、雑排水から砂、粗大固形物、油脂等を分離できる能力をもった排水設備用の汚水ますをいう。主として、小規模下水道による排水設備に用いる。

【ま行】

マンホール

管きよの検査、点検、清掃のため人が出入りする施設をいう。

水受け容器

使用する水、又は使用した水を一時貯留、あるいはこれらを排水系統に導くために用いられる器具及び容器をいう。

目詰り防止装置

浸透施設に流入するごみ、枯れ葉、土砂等を阻止するため、管や浸透ますの底部などに設置し、目詰りによる浸透能力の低下を防止する施設をいう。

【や行】

横 管

水平または水平と 45° 未満の角度で設ける管をいう。

【ら行】

流下時間

管きよに流入した雨水がある地点まで管きよ内を流れるのに要する時間をいう。

流出係数

降雨量に対する、管きよに流入する雨水量の比率をいう。

流達時間

流入時間と流下時間との和をいう。

流入時間

雨水が排水区域の最遠隔の地点から管きよに流入する時間をいう。

ループ通気管

2 個以上のトラップを保護するため、最上流の器具排水管が排水横枝管に接続する点のすぐ下流から立ち上げて、通気立て管又は伸頂通気管に接続するまでの通気管をいう。

ルーフドレン

雨水を雨水立て管に導くため、屋根面などに設ける器具をいう。

9. 参考文献

- 1) 「下水道施設計画・設計指針と解説」日本下水道協会（2009）
- 2) 「下水道維持管理指針」日本下水道協会（2014）
- 3) 「小規模下水道計画・設計指針（案）」日本下水道協会（2004）
- 4) 「下水道雨水浸透施設技術マニュアル」下水道新技術推進機構（2001）
- 5) 「東京都排水設備技術要綱」東京都下水道局（2016）
- 6) 「道路土工排水工指針」日本道路協会（2009）
- 7) 「給排水設備技術基準・同解説」日本建築センター（2006）
- 8) 「給排水設備基準・同解説（SHASE-S206）空気調和・衛生工学会（2009）
- 9) 「空気調和・衛生設備工事標準仕様書（SHASE-S010）」空気調和・衛生工学会（2013）
- 10) 「空気調和・衛生工学便覧4（第14版）」空気調和・衛生工学会（2010）
- 11) 「グリース阻集器（SHASE-S217）空気調和・衛生工学会（2016）
- 12) 日本建築設備士協会編「建築設備設計マニュアルⅡ（給排水・衛生編）」技術書院（1995）

排水設備のてびき

昭和 51 年 11 月 初版
昭和 57 年 4 月 改訂
昭和 58 年 8 月 改訂
平成 1 年 8 月 改訂
平成 3 年 8 月 改訂
平成 5 年 10 月 改訂
平成 6 年 5 月 改訂
平成 8 年 9 月 改訂
平成 10 年 8 月 改訂
平成 16 年 4 月 改訂
平成 17 年 4 月 改訂
平成 18 年 4 月 改訂
平成 19 年 4 月 改訂
平成 31 年 1 月 改訂

「無断転載禁ず」